福生市農業振興計画

～福を生む　福生の農地　チーム福生で　緑の保全～

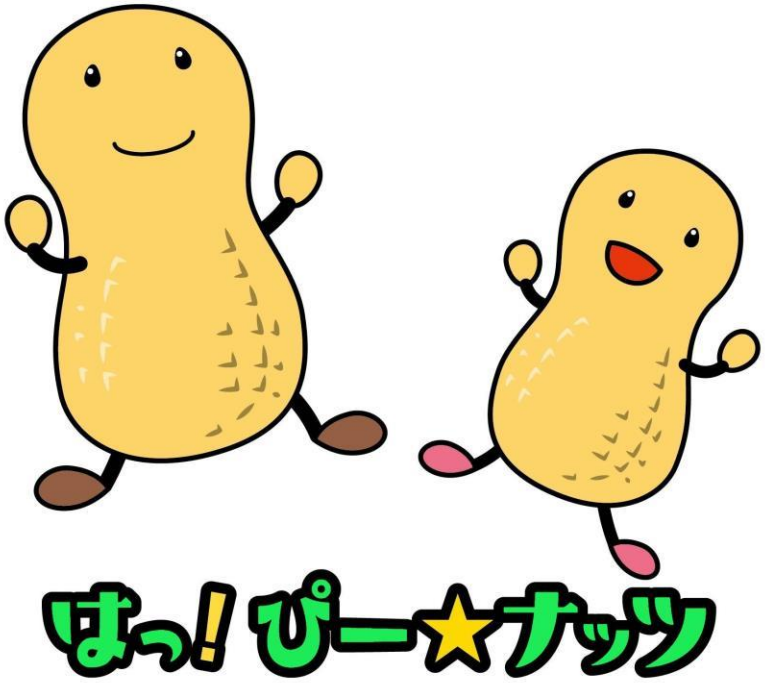

令和8年3月

（一部改定）

福　生　市

はじめに

いま、わが国の農業は変革期を迎えています。農地やその担い手の減少、気候変動、食糧安全保障など、多くの課題が山積しており、持続可能な農業への転換が強く求められています。

これまで、我が国の農業を取り巻く様々な課題に対応するため、農地法をはじめとする関係法令の改正等が進められてきました。また、都市農業における諸問題は、とりわけ差し迫った課題が多く、早急な対応が必要となっています。

福生市においては、「福を生む 市民と共に 緑の発信 福生の畑」を目標として、平成 23 年３月に「福生市農業振興計画」を策定し、福生産の落花生「はっ！ぴー☆ナッツ」の特産品化や、新たな認定農業者の輩出など、福生市の農業を守る取組を推進してきました。

令和３年３月には、計画の全面改定を行い、基本方針である「農地の保全と活用」「活力ある農業経営の推進」「農のあるまちづくり」の３つの方針を軸に多角的に施策を展開してきました。その結果、地場産野菜の普及や生産緑地の円滑な貸借の実現など、農地保全に資する取組を推し進めることができましたが、農地とその担い手の減少は少しずつ進んでいるのが現状です。

このような状況を鑑み、計画期間の中間年次に当たる本年、「福生市農業振興計画」の見直しを図りました。

福生市の農業が、持続可能なものとなるよう、今後も農業者や関係機関の皆様と積極的に連携し、本計画に基づいた効率的な施策を展開してまいります。

最後に、「福生市農業振興計画」の一部改定に当たり、農業者調査への御協力をいただきました市内農家の皆様、そして活発な御協議と的確な御助言をいただきました検討会議委員の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和８年３月

福生市長　加　藤　育　男

― 目　次 ―

第１章　農業振興計画策定の目的と位置づけ

１　計画の背景と目的 1
２　計画の位置づけ 1
３　計画の期間 1

第２章　福生市の概要と農業のあゆみ

第１節　福生市の概要 3
１　位置 3
２　地勢 3
３　人口・世帯数 4
第２節　福生市農業のあゆみ 5
１　養蚕業の盛衰 5
２　失われていった農地 5
３　減少し続ける農家人口 5
４　都市化とともに姿を消した畜産 6
５　農地に関わる制度の経過 6

第３章　福生市農業の現状と課題

第１節　福生市農業の現状 7
１　農地面積 7
２　農家戸数 7
３　農業従事者 8
４　作付品目 8
５　認定農業者 9
６　現在の農業振興施策 9
７　農業者調査 12
第２節　福生市農業の課題 27
１　担い手の育成・確保 27
２　農地の保全・活用 27
３　都市での営農環境の整備 29

第４章　福生市農業の将来像と基本方針

第１節　福生市農業の将来像 30
第２節　将来像を実現させるための基本方針 31

第５章　農業振興計画の内容

第１節　福生市農業振興計画の体系 32
第２節　ＳＤＧｓと福生市農業振興計画 33
１　ＳＤＧｓの概要 33
２　福生市農業振興計画とＳＤＧｓの関連性 34
第３節　施策の内容 35
基本方針１　農地の保全と活用　～減らしたくない福生の農地～ 35
１　農地と営農環境を保全する 35
２　農地の多面的機能のさらなる発揮 37
基本方針２　活力ある農業経営の推進　～育てよう　魅力ある農業経営～ 38
１　地域のリーダーとなる農業経営者を育成する 38
２　後継者と新たな担い手を育成する 40
３　環境にやさしい農業を推進する 41
基本方針３　農のあるまちづくり　～福の生まれるまち　農のあるまち～ 42
１　地産地消と食育を推進する 42
２　農とふれあうまちをつくる 44

第６章　農業経営基盤強化に関する目標

１　農家戸数及び農業従事者数 46
２　農地面積 46
３　中心となる農家数 46
４　認定農業者を目指す農家数 46
５　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項 46
６　新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標 47
７　労働時間 48
８　農業所得目標 48
９　経営管理の方法 48
１０　農業従事の態様等の改善 48
１１　経営モデルの設定 49
１２　多様な農業の担い手の確保及び育成の取り組み 49

１３ 農業経営基盤強化促進事業に関する事項..... 50

資料編

用語解説..... 51

第１章　農業振興計画策定の目的と位置づけ

１　計画の背景と目的

福生市は、平成 23 年３月に「福生市農業振興計画」を策定し、福生市の農業が都市環境と調和し継続的に発展できるよう、さまざまな施策を展開してきました。

しかしながら、農業を取り巻く状況は大きく変化しており、後継者や担い手の不足、農業従事者の高齢化や相続による農地転用などにより、農地の減少傾向が止まらない状況にあります。一方で、食の安全性や地産地消への関心の高まりから、農業に対する期待は高くなっており、安全安心な農産物の提供の場として期待されています。また、農産物を供給するだけでなく、景観形成の機能や防災機能、農作業体験や交流の場としての機能など、多面的な役割を発揮することも期待されています。

国は、これまで農業の基本方針であった「農業基本法」を見直し、平成 11 年に「食料・農業・農村基本計画」を策定し、都市農業の振興の必要性を位置づけました。また、都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として、平成 27 年に「都市農業振興基本法」を策定し、この基本法に基づき、都市農業の持続的な振興を図るための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 28 年には「都市農業振興基本計画」を策定しました。この基本計画において、都市農地が「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」として位置づけられました。

東京都では、これを受けて、都民生活に密着した産業として東京農業を発展させる施策を展開し、必要な制度改善を国に提案していくため平成 24 年に策定した「東京農業振興プラン」を、平成 29 年に「東京農業振興プラン -次代に向けた新たなステップ-」として新たに策定し、担い手の確保・育成と力強い農業経営の展開などを中心に、施策展開を図っています。

このように農業を取り巻く状況が変化する中で、本計画は、令和３年３月の改定から５年を迎えるにあたり、社会情勢等の変化に応じて一部改定をするものです。

２　計画の位置づけ

本計画は、福生市総合計画（第５期）に定められた「生み出す」の「地域産業の活力を生み出す」における施策内容を踏まえて策定するものです。

また、「農業経営基盤強化促進法」に定める農業基本構想及び「都市農業振興基本法」における地方計画として位置づけるとともに、国の「食料・農業・農村基本計画」や東京都の「東京農業振興プラン」などとの整合性を図り、農業振興を推進するものとします。

３　計画の期間

本計画の期間は、令和３年度から令和 12 年度までの 10 年間とします。また、中間年次にあたる令和７年度に、本計画の進捗状況や社会情勢の変化に応じて見直しを実施いたしました。

＜本計画の位置づけ（イメージ）＞

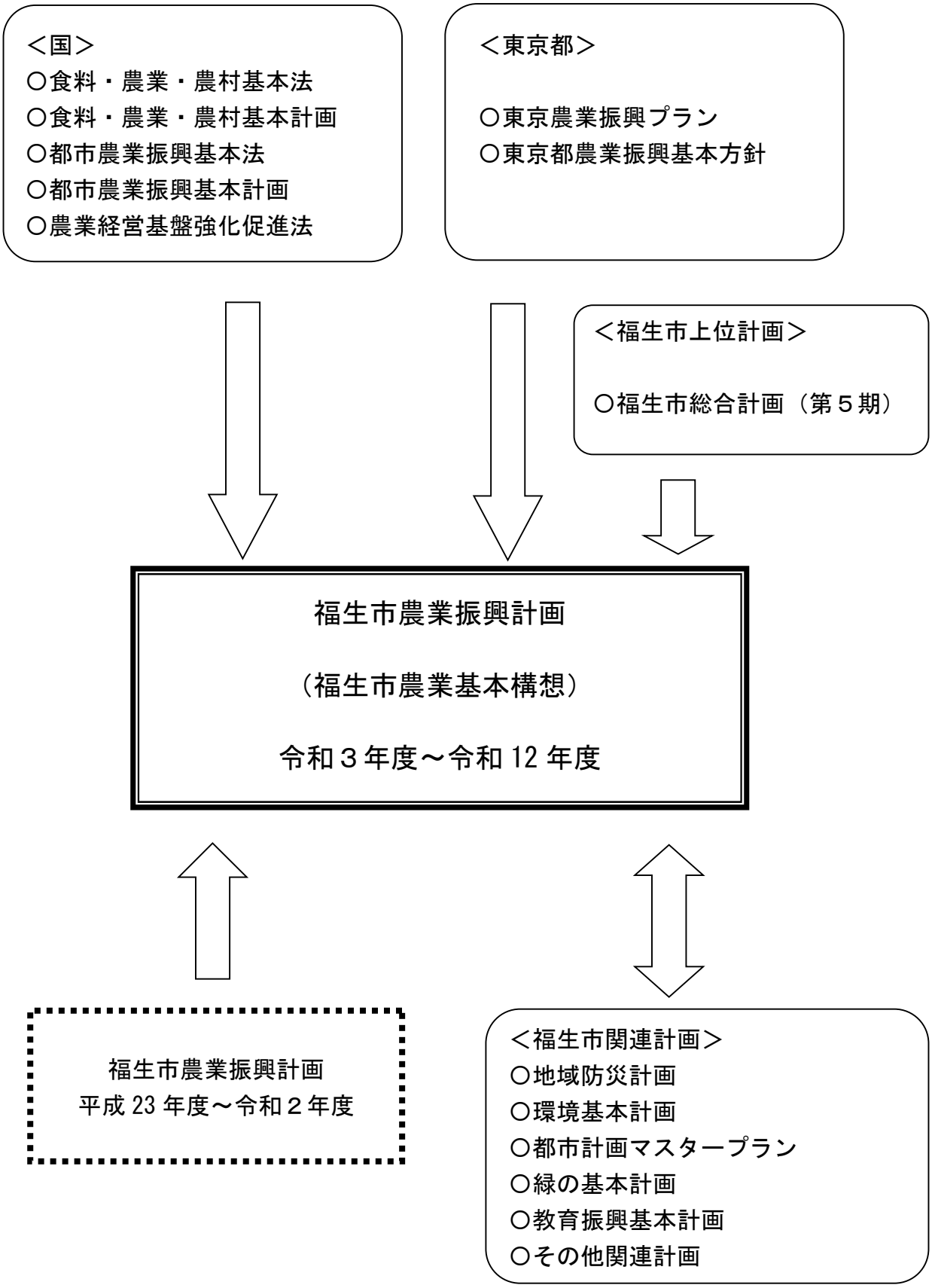

第２章　福生市の概要と農業のあゆみ

第１節　福生市の概要

１　位置

福生市は、都心から西へ約 40ｋｍ、武蔵野台地の西端に位置しており、市の西端を流れる多摩川の東側に東西約 3.6ｋｍ、南北約 4.5ｋｍにわたって広がり、面積は約 10.16ｋ㎡です。

ＪＲ福生駅を中心に市全域に市街地が広がり、東は立川市・昭島市・武蔵村山市、西は多摩川を隔ててあきる野市、南は八王子市、北は羽村市・瑞穂町に接しています。市の東北部には米軍横田基地があり、行政面積の 32%を占めています。

＜福生市の位置＞

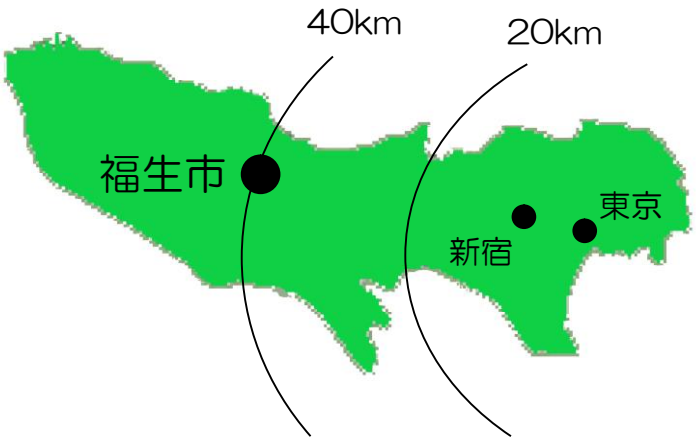

＜市章＞

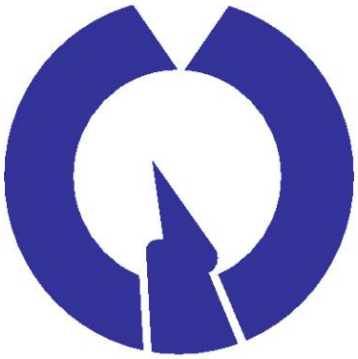

２　地勢

地形の特徴としては、横田基地のある市の東側から多摩川に向かって河岸段丘が緩やかに続き、市内に分布する段丘面の境には崖線いわゆる「ハケ」が連なり、その斜面には地下水が流れ、各所で湧水が見られます。また、地質は大部分が関東ローム層で、多摩川の低地は沖積土です。

３　人口・世帯数

福生市の人口は、平成 14 年の 62,503 人をピークに減少傾向となり、令和７年には 56,582 人となっています。世帯数は、人口の減少とは反対に増加傾向にあり、令和７年では 31,353 世帯となっています。

年齢別の人口については、年少人口（０～14 歳）は減少傾向にあり、平成２年の 11,068 人（約 19.4%）から、令和７年には 5,386 人（約 9.5%）となっている一方で、老年人口（65 歳以上）は平成２年の 4,277 人（約 7.5%）から、令和７年には 15,601 人（約 27.6%）へと増加しています。（福生市住民基本台帳調べ）

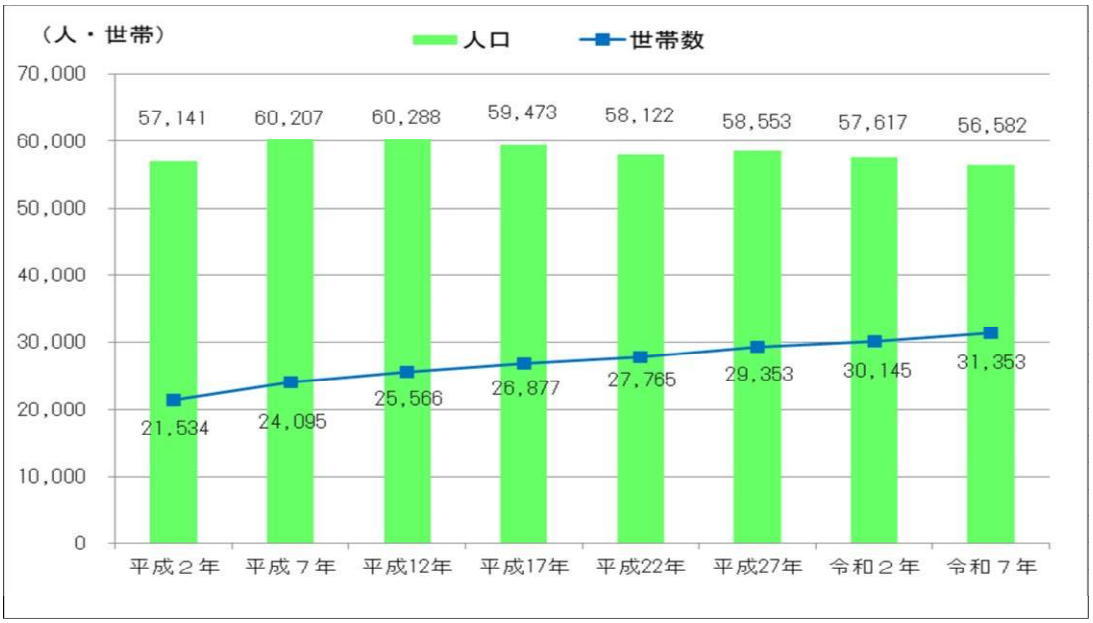

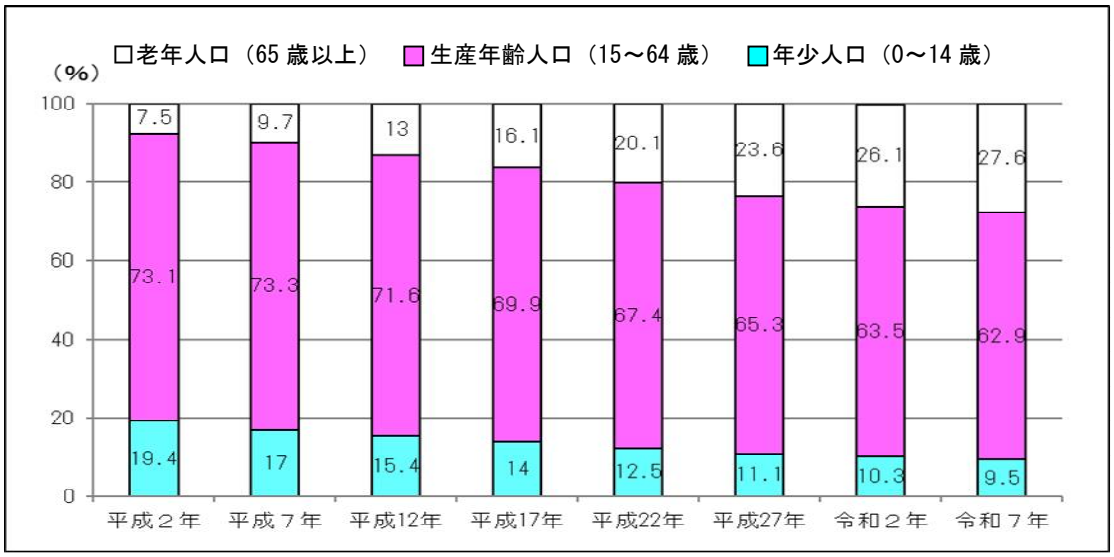

	平成２年	平成７年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和２年	令和７年
老年人口	4,277 人	5,842 人	7,854 人	9,590 人	11,696 人	13,816 人	15,062 人	15,601 人
生産年齢人口	41,796 人	44,123 人	43,161 人	41,544 人	39,148 人	38,238 人	36,614 人	35,595 人
年少人口	11,068 人	10,242 人	9,273 人	8,339 人	7,278 人	6,499 人	5,941 人	5,386 人

第２節　福生市農業のあゆみ

１　養蚕業の盛衰

福生市の農家の歴史を遡っていくと、既に享保期（1716～35 年）の福生・熊川両村の「村明細帳」には養蚕の記事が散見できます。開港後、我が国の輸出の中心は茶と生糸でしたが、明治 10 年（1877 年）代から 20 年代にかけての製糸業は養蚕業と表裏一体となっており、政府の勧業政策、輸出の順調な伸びと相まって業績を伸ばしていました。

こうした背景にあって、明治６年には森田浪吉によって熊川村に森田製糸所が起業されました。多摩地域のみならず、明治 10 年代初頭の製糸所創立は全国的に見ても早い時期のものであり、その後も紡績工業は西多摩地域という養蚕地帯を背景に活況を呈しました。

しかし、昭和 10 年代以降、食料増産のための桑園整理、ナイロンの発明によって輸出が激減するなど養蚕業は衰退し、森田製糸所から片倉製糸へと経営が引き継がれ拡大を続けていた製糸工場も昭和 18 年には多摩航機製作所として軍需産業へと転換、地域産業としての養蚕・製糸業は姿を消しました。平成 15 年には最後の１戸が続けていた飼育についても、終わりを迎えました。

２　失われていった農地

昭和 12 年、福生・熊川両村の土地の状況は畑が 58.4%、田が 4.4%で圧倒的に畑が多い畑作地帯でした。太平洋戦争が終わった頃の福生市は集落も熊川の南から加美の羽村境までの奥多摩街道沿いが大部分で、青梅線の東側には原ヶ谷戸集落があるだけでした。

戦後、昭和 20 年代には米軍ハウスなどの住宅への転用や、昭和 30 年代には大規模な公共工事による農地転用が進み、昭和 46 年以降は相続税支払いのための売却が増え、農家が貸家業に転向していく傾向が顕著となっていきました。多摩河原の水田は田園土地区画整理事業以降の農地転用や、昭和 60 年代に大きく転用されたことから、田園風景は消えてしまいました。

３　減少し続ける農家人口

昭和 25 年、農家総数は 669 戸、専業農家は 122 戸を数えました。産業別に見ても 15 歳以上の就業人口総数のうち農業は全体の 15%であり、農業人口は少ないとはいえ、まだかなりの割合を占めていました。その後は年とともに割合は減少し、昭和 30 年代には全体の約 10%となり、さらに 35 年には５%、昭和 40 年代には３%、昭和 50 年代には 0.8%と激減し、昭和 60 年代には 0.5%と全就業人口に占める農業人口は微々たるものになってしまいました。

４　都市化とともに姿を消した畜産

乳牛は、昭和４年、14 戸の農家が主に多摩河原で 80 頭を放牧していましたが、平成２年には皆無となりました。

養豚は、昭和 40 年代後半には 25 戸の農家が飼育をしていましたが、福生と殺場が約一世紀間の役割を終えると、飼育農家も次第に減少し、平成 11 年には皆無となりました。

養鶏は、昭和 44 年には 10 戸の農家が合わせて約 4,000 羽の飼育をしていたものの、昭和 40 年代後半以降激減し、昭和 63 年には皆無となりました。

（以上福生市史より要約）

５　農地に関わる制度の経過

福生市は、都市計画法の改正による用途地域の導入により、昭和 45 年 12 月に河川区域、横田基地及び基地滑走路付近の一部が調整区域に指定されたほかは、全域が市街化区域に指定されました。

税制面においては、固定資産税について市街化区域内の農地の宅地並課税が昭和 48 年度から実施されることになりました。

その後、昭和 57 年、10 年間農業経営を続けることを条件とする長期営農継続農地制度が発足し、農地並課税になりました。平成４年度から、長期営農継続農地制度が廃止され、新たに 30 年間営農という生産緑地法上の生産緑地制度へと移行しました。

生産緑地制度が始まった当時の福生市の農地面積は、約 42.3ha、（平成４年度固定資産概要調書調べ）であり、そのうちの約 6.6ha が生産緑地の指定を受けました。その後、指定の解除や平成５年度、平成 23 年度及び平成 30 年度生産緑地の追加指定を経て、現在では約 5.27ha（生産緑地 0.54ha・特定生産緑地約 4.73ha）の農地が市内の生産緑地として指定されています。

平成 11 年には「食料・農業・農村基本計画」が策定され、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的発展、農村の振興の４つの基本理念の下に、都市農業の振興の必要性が位置づけられました。

平成 27 年には、都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的とし、「都市農業振興基本法」が制定され、翌年の平成 28 年には「都市農業振興基本計画」が策定され、都市農地は「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと位置づけられました。これを受け、東京都では将来を見据えた実効性のある農業振興施策を展開するため、平成 29 年に「東京農業振興プラン-次代に向けた新たなステップ-」として新たに策定しました。

生産緑地制度関連については、平成 29 年に「改正生産緑地法」が施行されました。この改正によって、下限面積要件の緩和（条例により 300 ㎡まで引き下げることが可能）され、特定生産緑地制度が創設されました。これを受けて、福生市においても、平成 30 年３月に生産緑地の下限面積を 500 ㎡から 300 ㎡へと引き下げました。また、平成 30 年４月に「特定生産緑地制度」が施行され、生産緑地所有者に対して制度内容の周知や申請手続きを進めています。また、平成 30 年９月には「都市農地貸借円滑化法」が施行され、これまで困難であった生産緑地の貸借が可能となりました。

第３章　福生市農業の現状と課題

第１節　福生市農業の現状

１　農地面積

福生市内にある農地の面積は約 9.1ha（令和７年度固定資産概要調書より）、東京都の多摩地域の中では最も少なく、そのうち、約 58%にあたる約 5.27ha が、生産緑地として指定されています。

２　農家戸数

農家戸数は 53 戸で、うち 10ａ以上所有する農家は 31 戸です（令和７年１月１日現在　福生市農業委員会調べ）。

経営面積	農家戸数（単位：戸）
５～10ａ未満	16
10～20ａ未満	13
20～30ａ未満	8
30～40ａ未満	3
40～50ａ未満	4
50ａ以上	3
計	47
対象外（～５α未満）、未回収	6

経営戸数

そ菜生産戸数	50
樹木・果樹生産戸数	30
花き生産戸数	13

※そ菜とは、食用の目的で手を加えて栽培した植物。葉菜、根菜、茎菜、果菜のこと。

※花（か）きとは、主に観賞を目的として栽培される草花のこと。

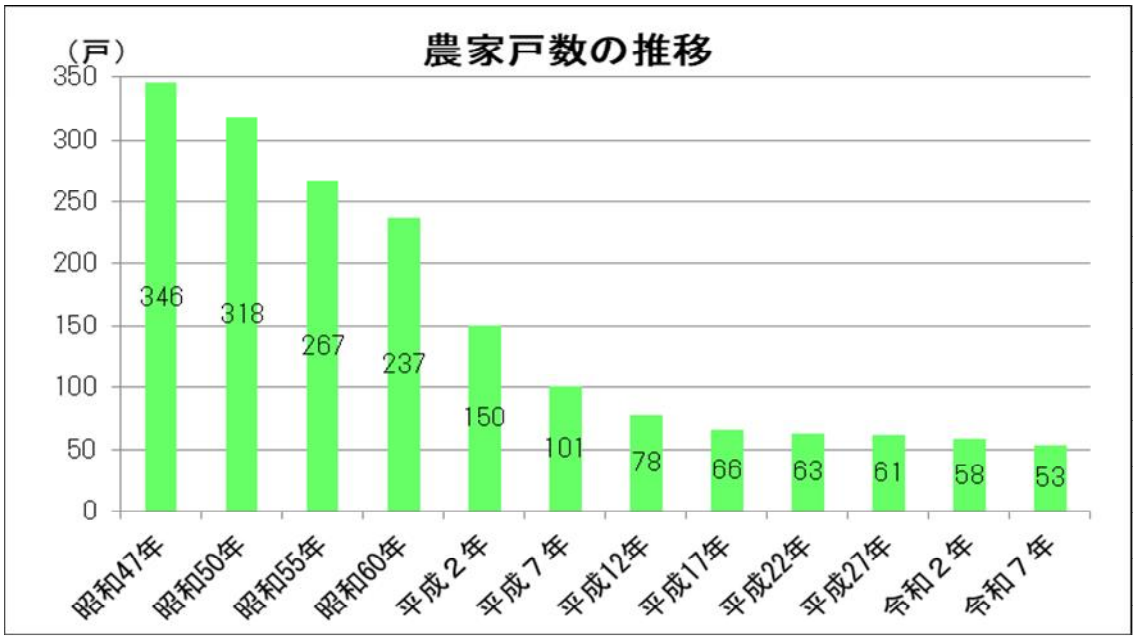

３　農業従事者

農業従事者は男性 55 人、女性 26 人、合計 81 人です（令和７年１月１日現在　福生市農業委員会調べ）。

４　作付品目

作付品目については、じゃがいも、落花生、里芋、さつまいも、ねぎ、大根、玉ねぎなどの野菜が多く作付されています。また、サルビア、ペチュニア、マリーゴールド、葉ボタン、ビオラ、パンジーなどの花きの生産が行われています。

主な作付面積（作付面積５ａ以上の品目は、品目名を掲載）

（令和７年１月１日現在　福生市農業委員会調べ）　　単位：ａ

作目	品目	作付面積	作目	品目	作付面積
葉菜類	白菜	12	根菜類	さつまいも	34
	小松菜	7		じゃがいも	48
	キャベツ	6		里芋	35
	ほうれん草	10		大根	20
	ねぎ	30		八つ頭	9
	玉ねぎ	19		その他	33
	のらぼう	11	果樹	梅	12
	ブロッコリー	8		栗	8
	その他	25		柿	5
穀類	とうもろこし	13		ブルーベリー	6
	その他	5		その他	12
豆類	落花生	36	樹木	茶	16
	その他	3		庭園樹	6
果菜類	なす	13		その他	2
	トマト	10	花き	マリーゴールド	6
	きゅうり	17		葉ボタン	7
	かぼちゃ	7		その他	15
	その他	33			

５　認定農業者

認定農業者制度は、平成 25 年から実施しており、令和７年現在で３戸の方が認定を受けています。

６　現在の農業振興施策

＜農業者支援＞

・認定農業者制度

意欲的に農業経営を展開していこうとする農業経営者が作成した「農業経営改善計画」を市区町村が基本構想に照らし合わせて認定し、その計画の達成に向けて支援措置を講じていこうとする、農業経営基盤強化促進法に基づく制度です。本事業は、平成 25 年から実施しており、農業経営力強化の推進を図っています。

・農業者研修

福生市農業委員会が主催の下、市内農家を対象に日常の農業経営に資するため、毎年１回テーマを定めて農業者研修を実施しています。

令和６年 農業者研修

写真：埼玉県深谷市の圃場見学の様子

令和７年 農業者研修

写真：山梨県笛吹市のぶどう棚の下で講義を受ける様子

＜学校給食への地場産農産物の供給＞

平成 20 年から学校給食への地場産農産物の供給を開始しています。

（出荷野菜：玉ねぎ、じゃがいも、にんじん、大根、白菜、きゅうり等）

地場産野菜の搬入の様子

地場産野菜を使った学校給食

＜農業体験や交流機会の提供＞

・花いっぱい運動

昭和 63 年から実施している本事業は、市内の農業者団体である「グリーンクラブ福生」が花苗の生産を請け負っています。春と秋には、丹精込めて育てられた季節の花々が市内各所に植栽され、まちを彩っています。

・農地ウォーク（平成 25 年から、落花生ウォークへと移行）

農業者と市民との「ふれあいの場」を設けることにより、都市農業に対する理解や潤いをもたらす環境など多様な機能を持つ農地を協働で保全していく目的で、開始された農地ウォークですが、平成 25 年から、農地保全の大切さや福生産の落花生「はっ！ぴー☆ナッツ」をより周知するため、農業者と市民との交流促進の一環として、落花生ウォークとして実施しています。

春の花いっぱい運動

農地ウォーク

・市民農園

市内に６つの市民農園を開設し、多くの市民が余暇を活用し野菜づくりを楽しんでいます。これらの農園は利用者の親睦の場になっているとともに、貴重な農地の保全にもつながっています。

・農業授業への協力

市内小中学校から要請があった際には、市内農家が講師として農業に関する講義の実施や、田植え・稲刈りの体験、中学生の職場体験の受け入れなどを実施しています。

市民農園

落花生作付体験の様子

＜落花生の特産品化＞

平成 24 年から、福生産の落花生を「はっ！ぴー☆ナッツ」として特産品化に向けた取組を、西多摩農業協同組合（以後「ＪＡにしたま」）との協働で進めています。「はっ！ぴー☆ナッツ」のイラストを制作し、ＰＲに努め、ＪＡにしたま福生支店直売所において落花生祭り（落花生の販売）の開催や、市民を対象とした落花生の掘り取り体験と落花生料理を試食できる、落花生ウォークを実施しています。

落花生祭り

落花生ウォーク

＜地場産農産物直売イベント＞

・環境フェスティバル

平成 30 年から、市内イベントである環境フェスティバルにおいて、地場産農産物の販売をしています。

・くるみるふっさやさい市

平成 28 年から、福生市観光案内所「くるみるふっさ」において毎月第３土曜日に地場産農産物の販売をしています。

環境フェスティバル

くるみるふっさやさい市

＜農業情報の発信＞

福生市農業委員会において、年に２回「農業委員会だより-福生 Farmer-」を発行しています。

７　農業者調査

本計画の作成にあたり、福生市の農業の実情を反映させるため、市内農業者 53 名に対して農業や農地に関する調査を実施し、以下のような集計結果となりました。

農業者調査の概要

実施主体	福生市農業委員会
対　　象	農家（農地）台帳に掲載している市内農家
実 施 日	令和７年７月
配 布 数	53 戸
回 答 数	43 戸
回 答 率	81%

（１）－１　家の農業に従事している方の人数を教えてください。（人数の結果）

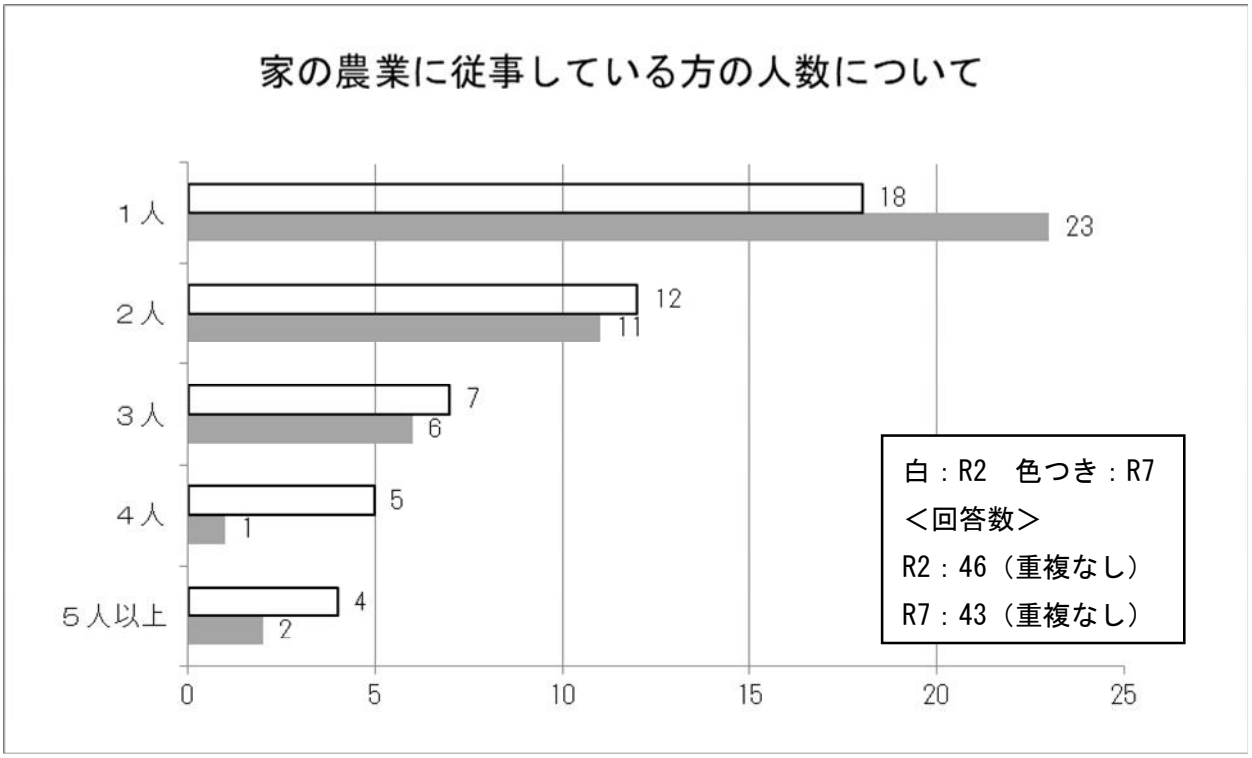

（１）－２　家の農業に従事している方の人数を教えてください。（構成の結果）

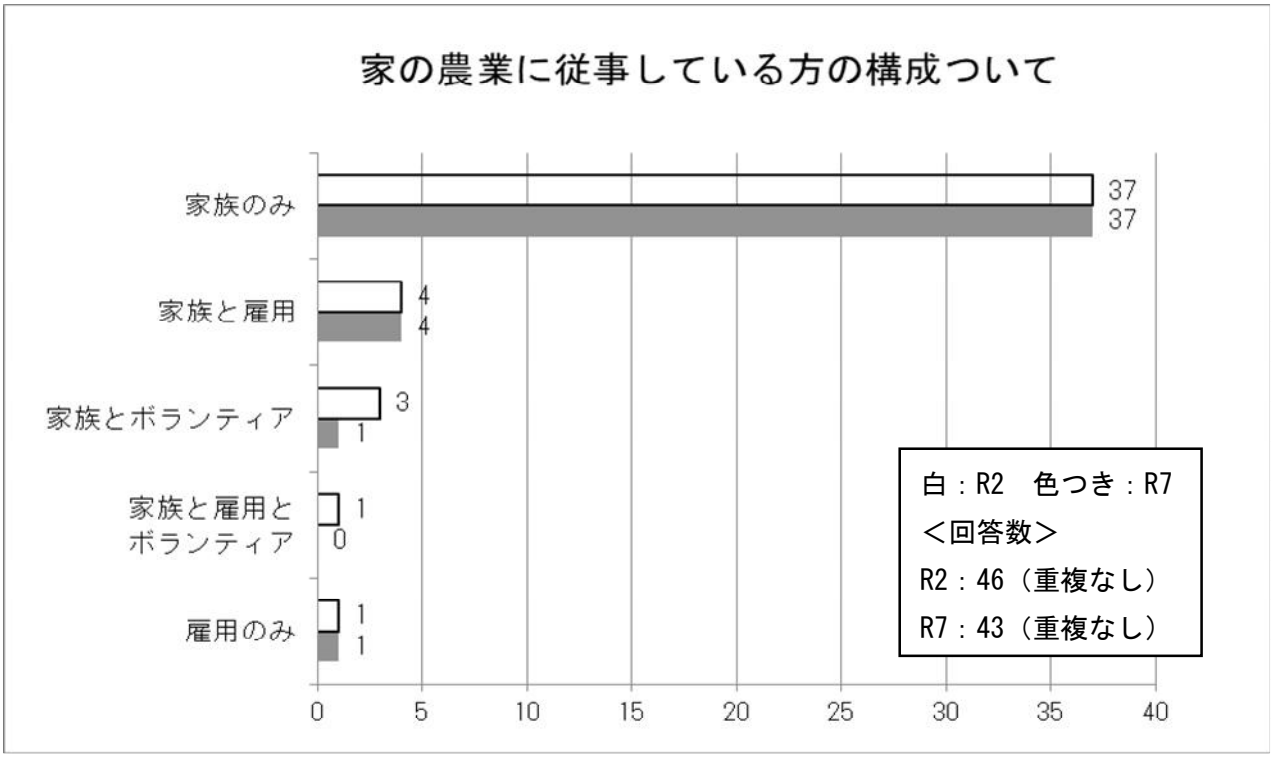

（２）　家の農業にメインで従事している方の年齢を教えてください。※ひとつに○

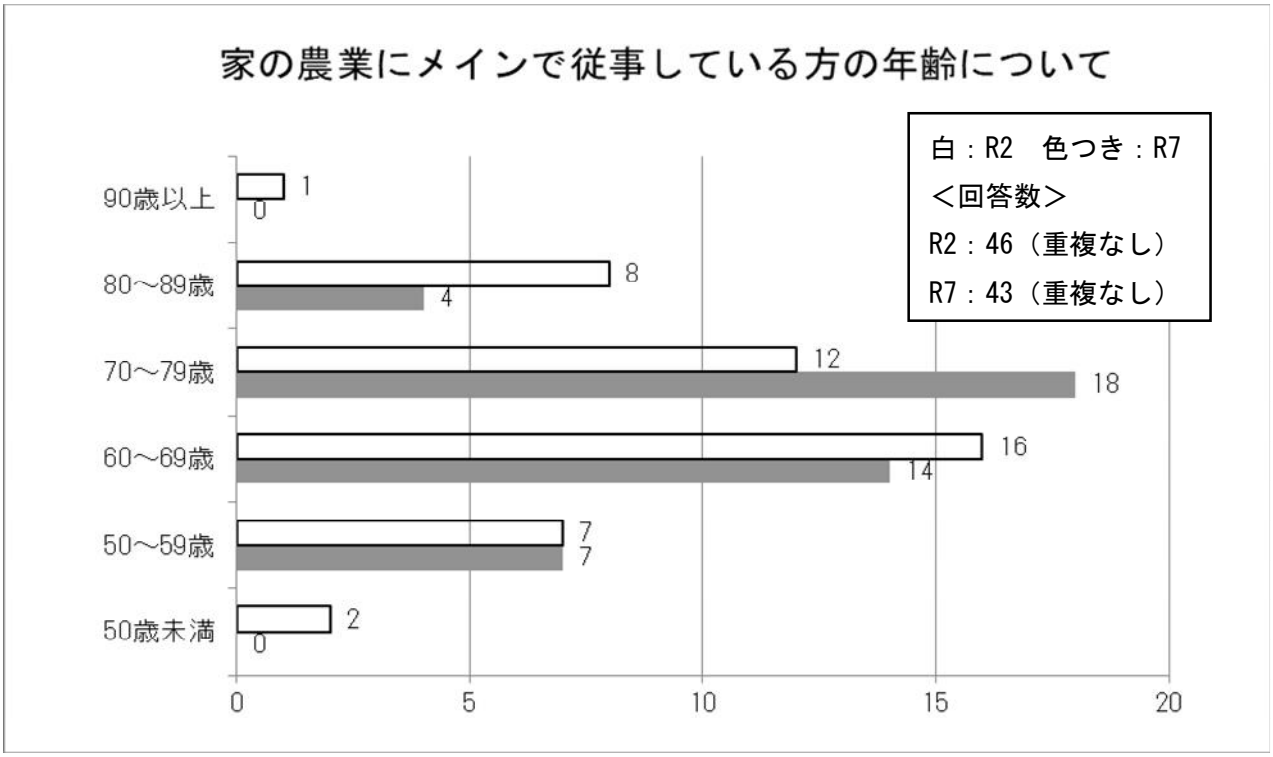

（３）　後継者の状況について、近いものに○をしてください。※ひとつに○

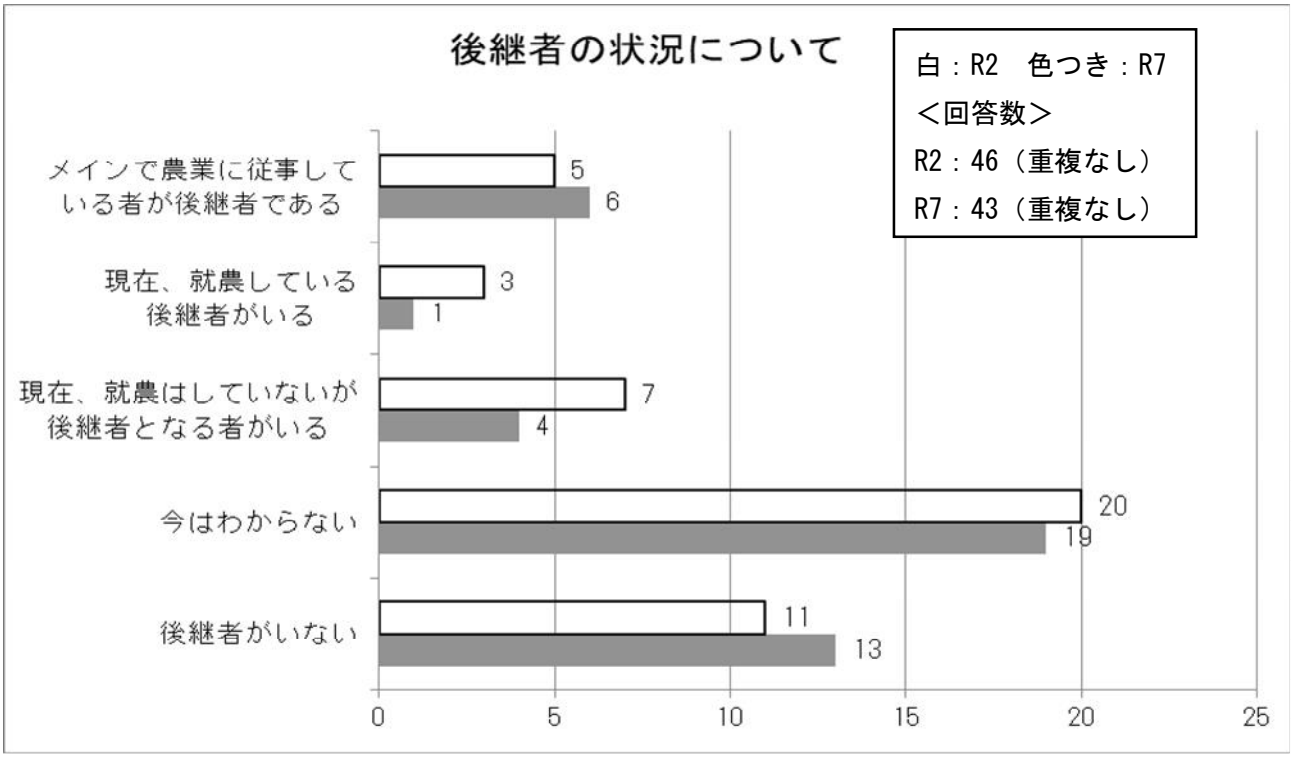

（４）　今後の農業経営に関する意向をお聞かせください。※ひとつに○

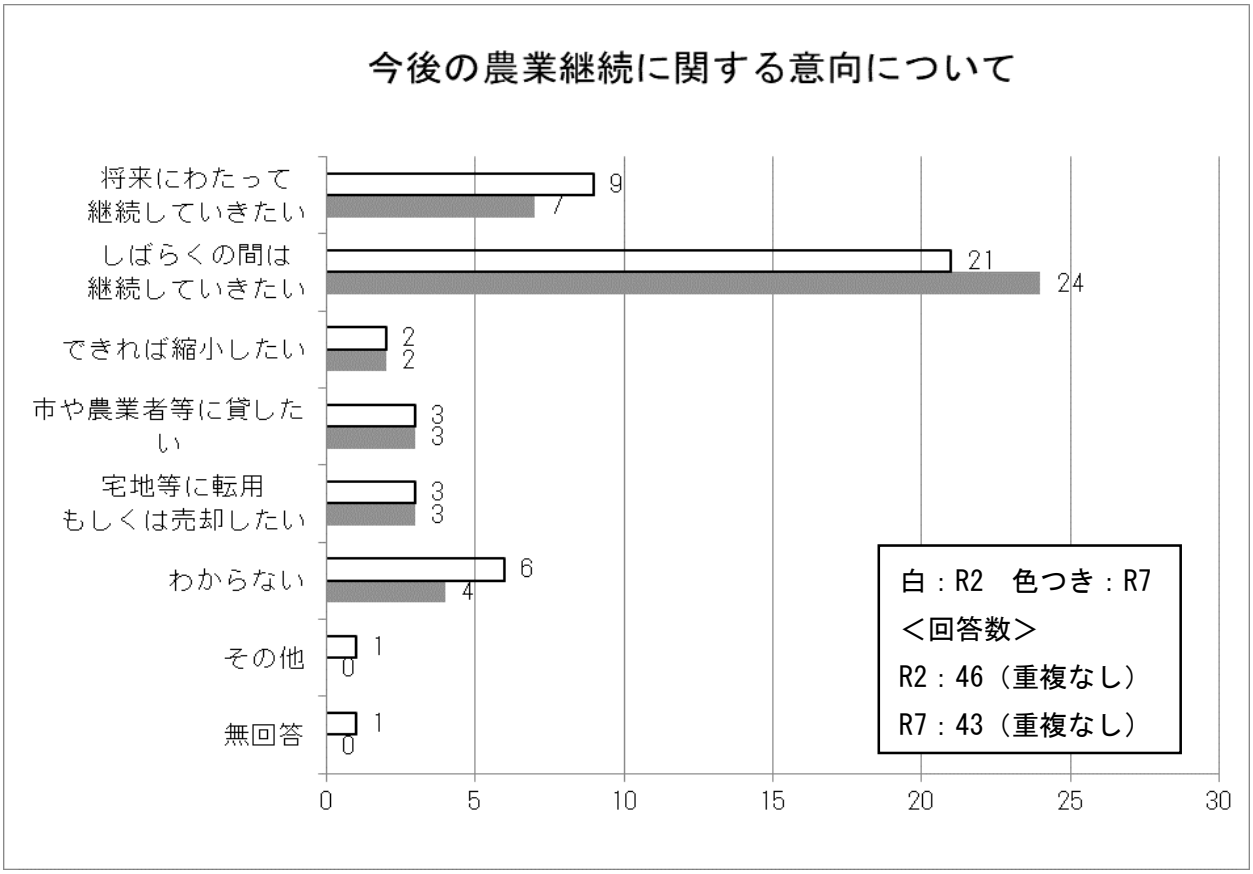

（５）　家の農業経営について、あてはまるものに○をしてください。※ひとつに○

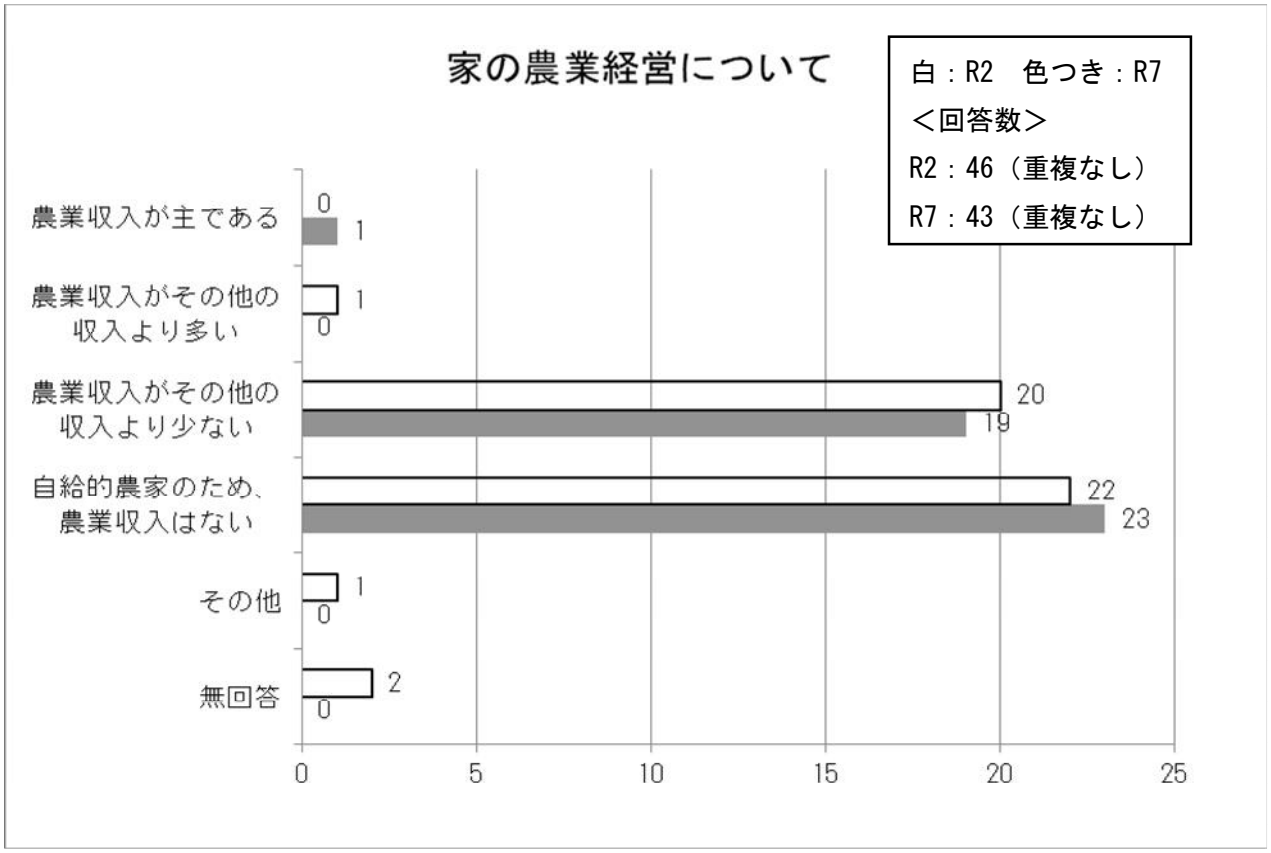

（６）　生産した農産物について、現在はどうしているか、あてはまるもの全てに〇をしてください。※あてはまるもの全て〇

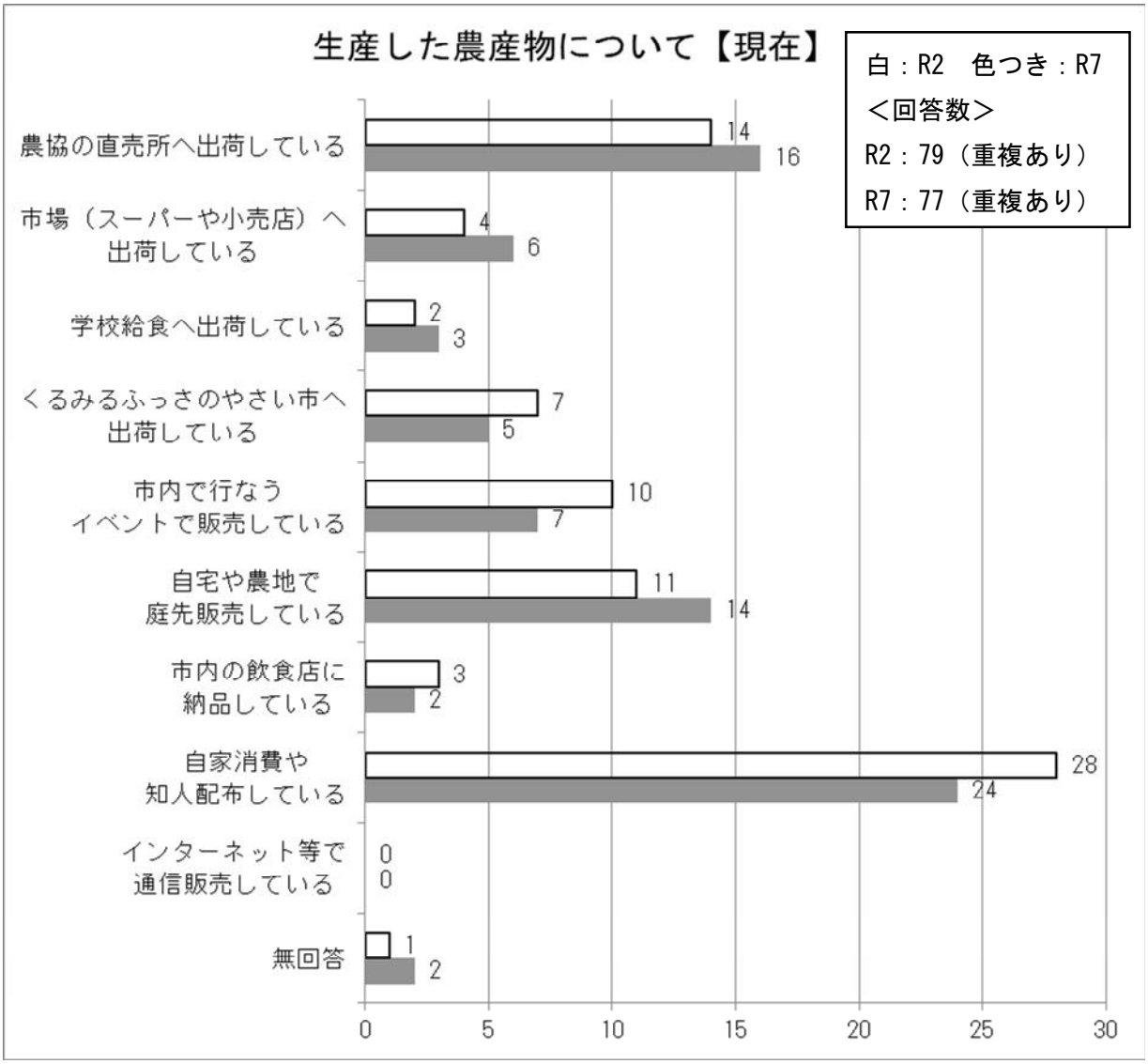

（７）　生産した農産物について、今後はどうしていきたいか、あてはまるもの全てに〇をしてください。※あてはまるもの全て〇

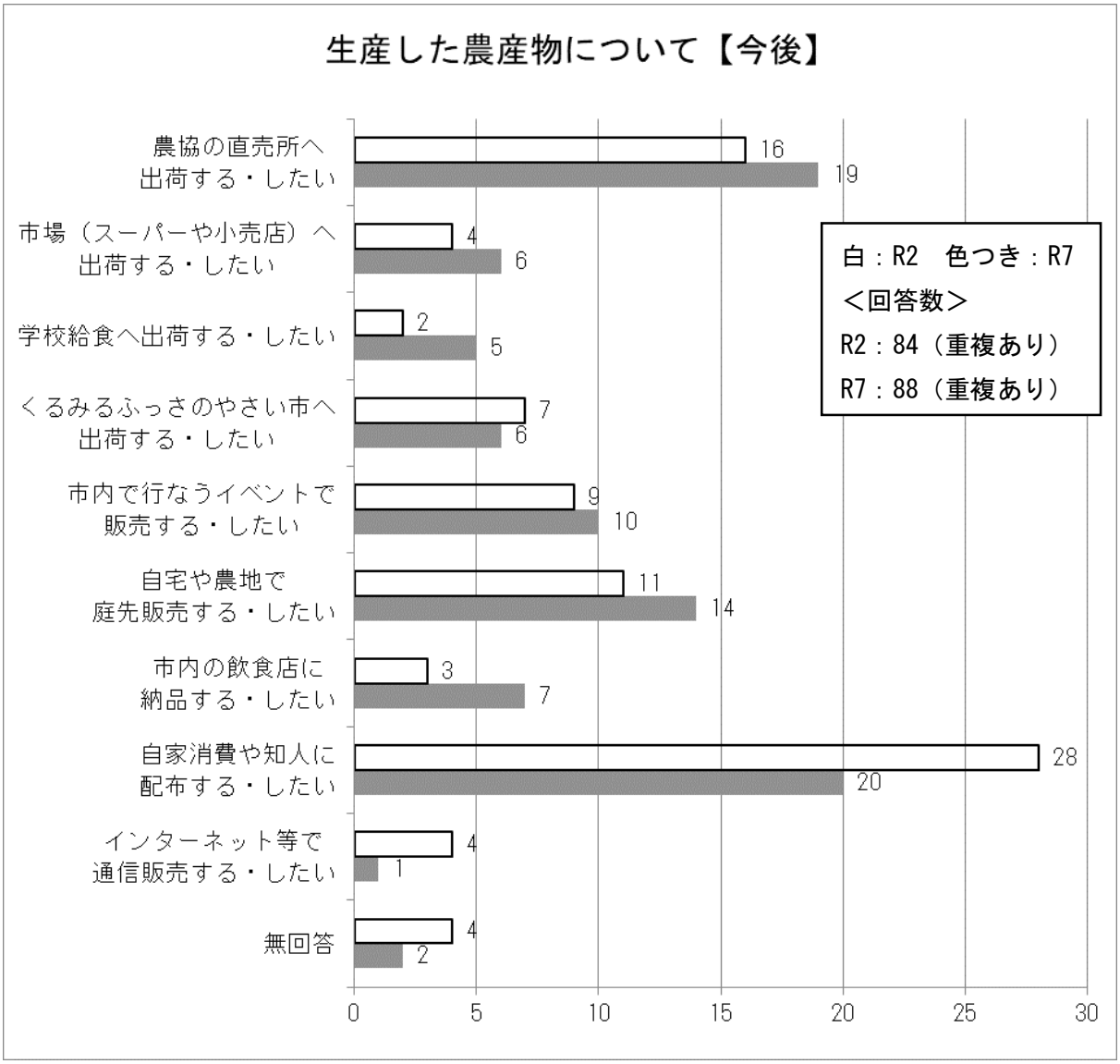

（８）　今後の農業経営の方向性について、お聞かせください。※ひとつに○

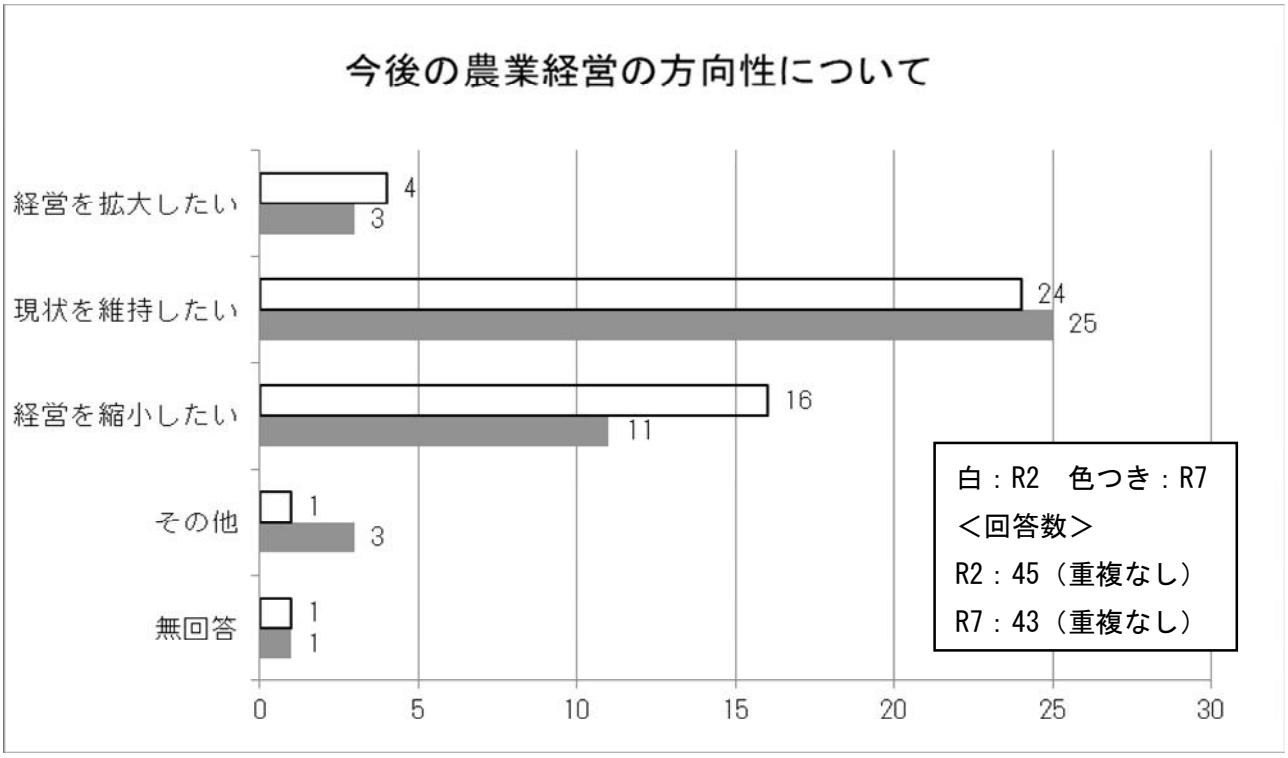

（９）　前の質問で「経営を拡大したい」とお答えした方にお聞きします。農業経営の拡大方法について教えてください。※ひとつに○

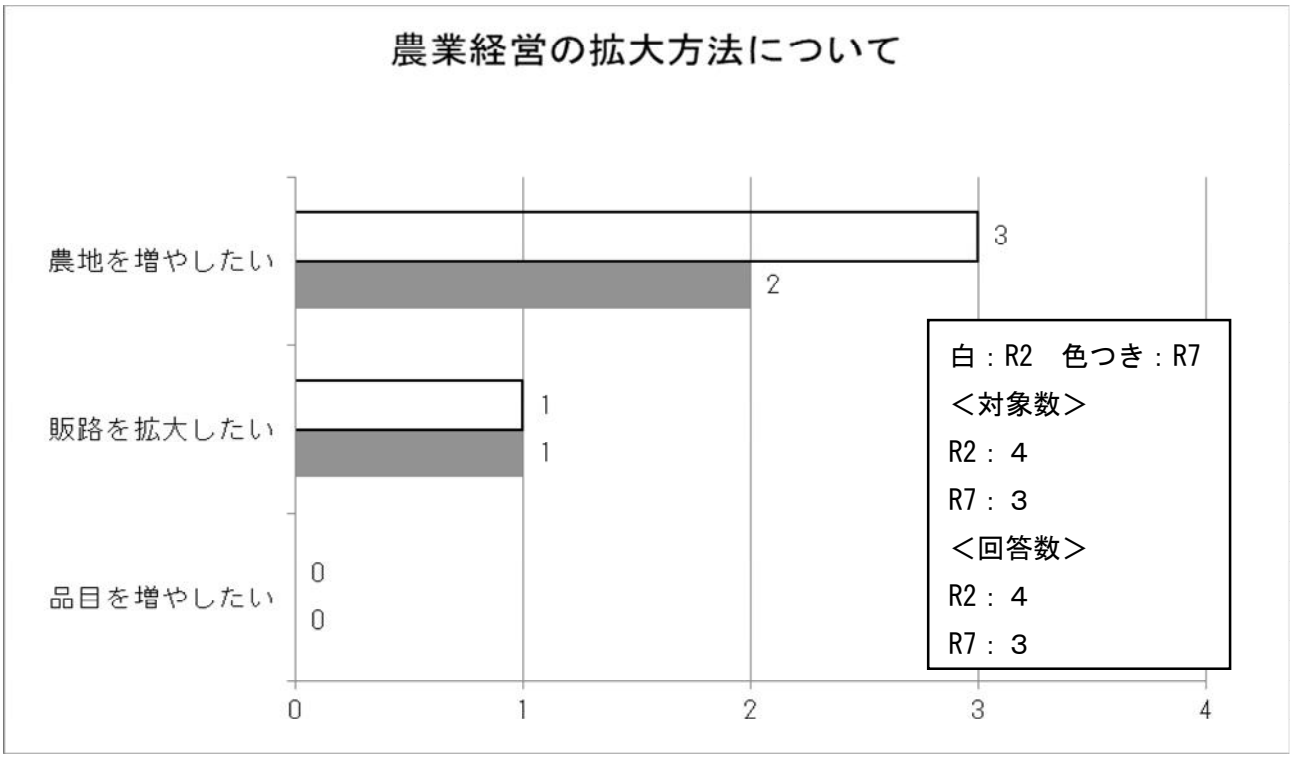

（10）　前の質問で「農地を増やしたい」とお答えした方にお聞きします。農地を増やす方法として、生産緑地を借りる方法がありますが、借りる意向について、教えてください。※ひとつに○

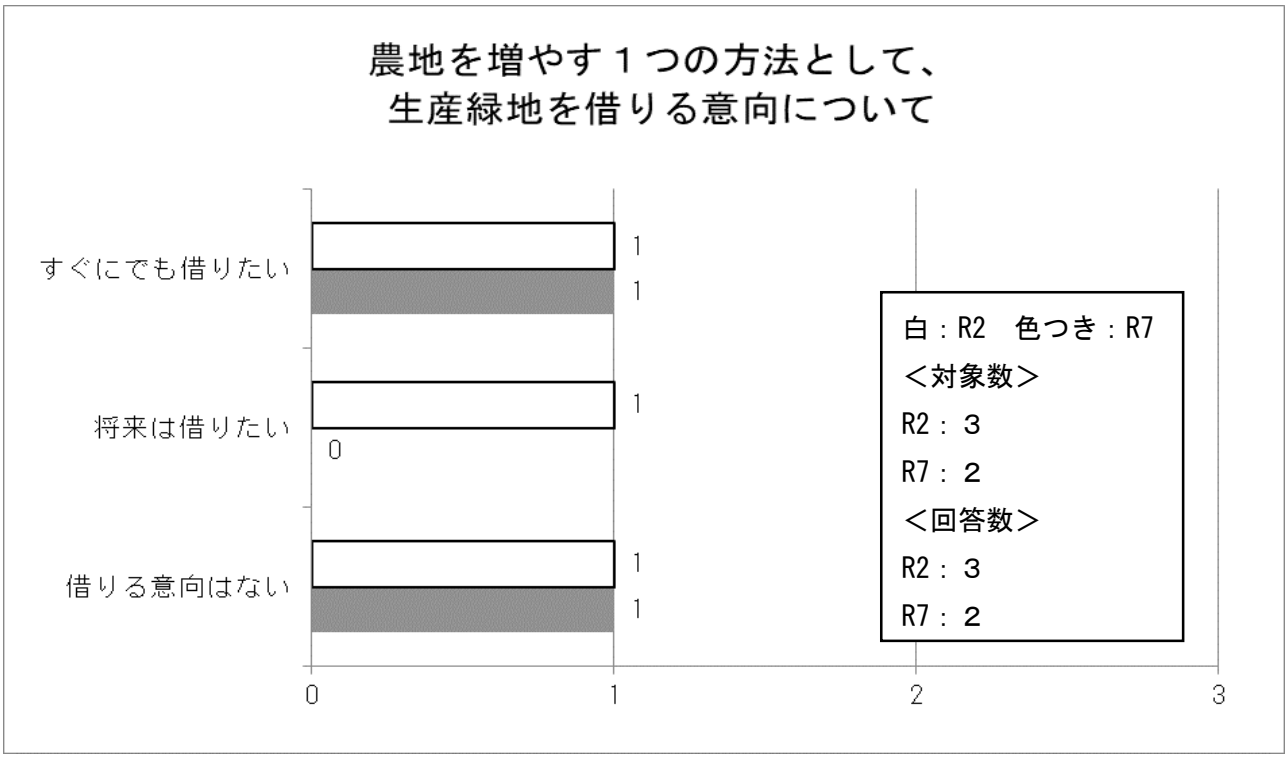

（11）　前の質問で「すぐにでも借りたい」「将来は借りたい」とお答えした方にお聞きします。どのくらいの面積の生産緑地を借りたいと考えているか、教えてください。

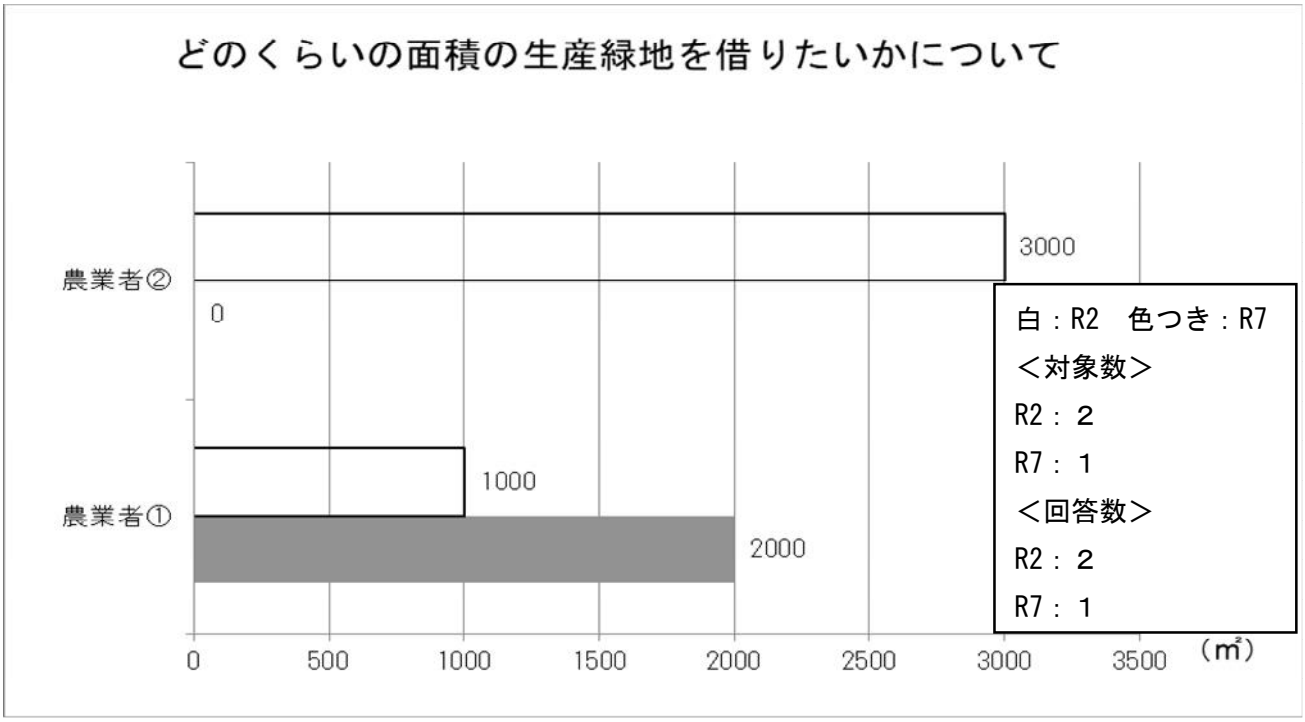

（12）　生産緑地に指定された農地を所有していますか。※ひとつに○

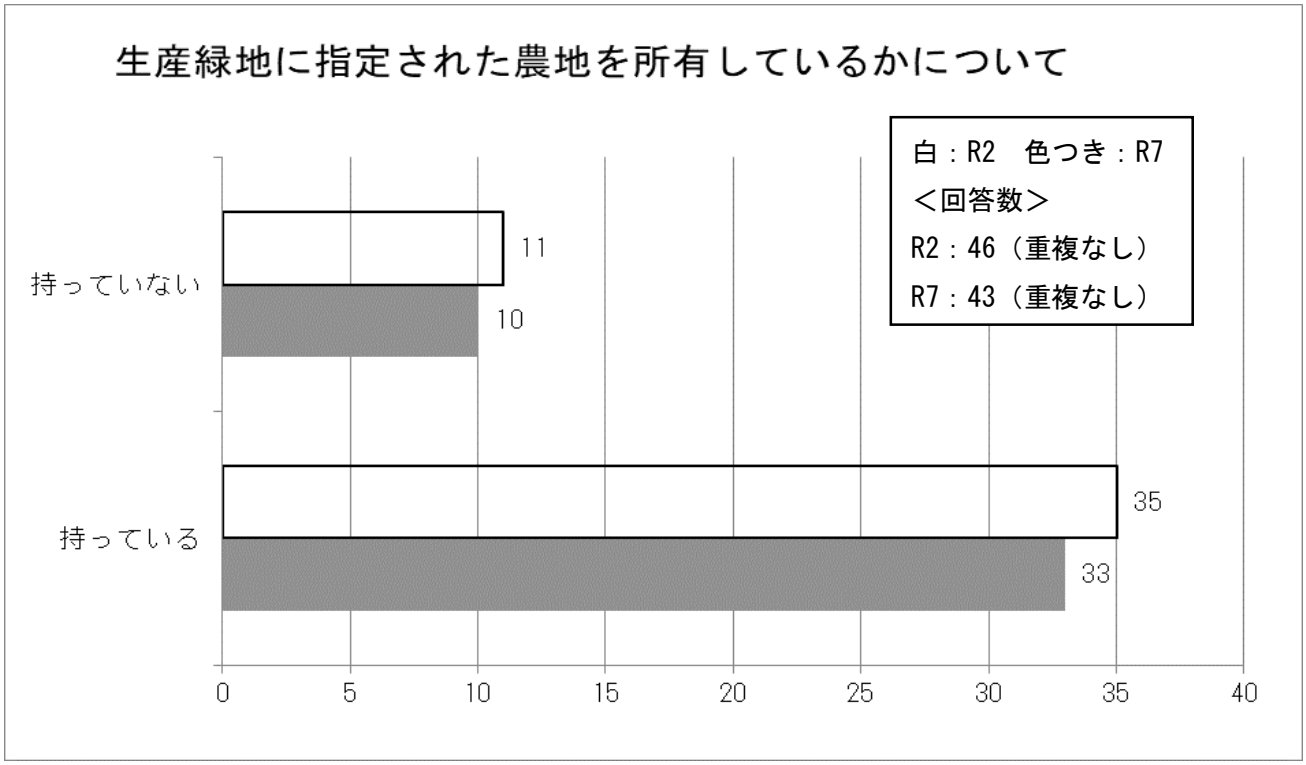

（13）　前の質問で「持っている」とお答えした方にお聞きします。都市農地貸借円滑化法の施行により、生産緑地の貸借が可能となりましたが、生産緑地を貸し出す意向について、教えてください。※ひとつに○

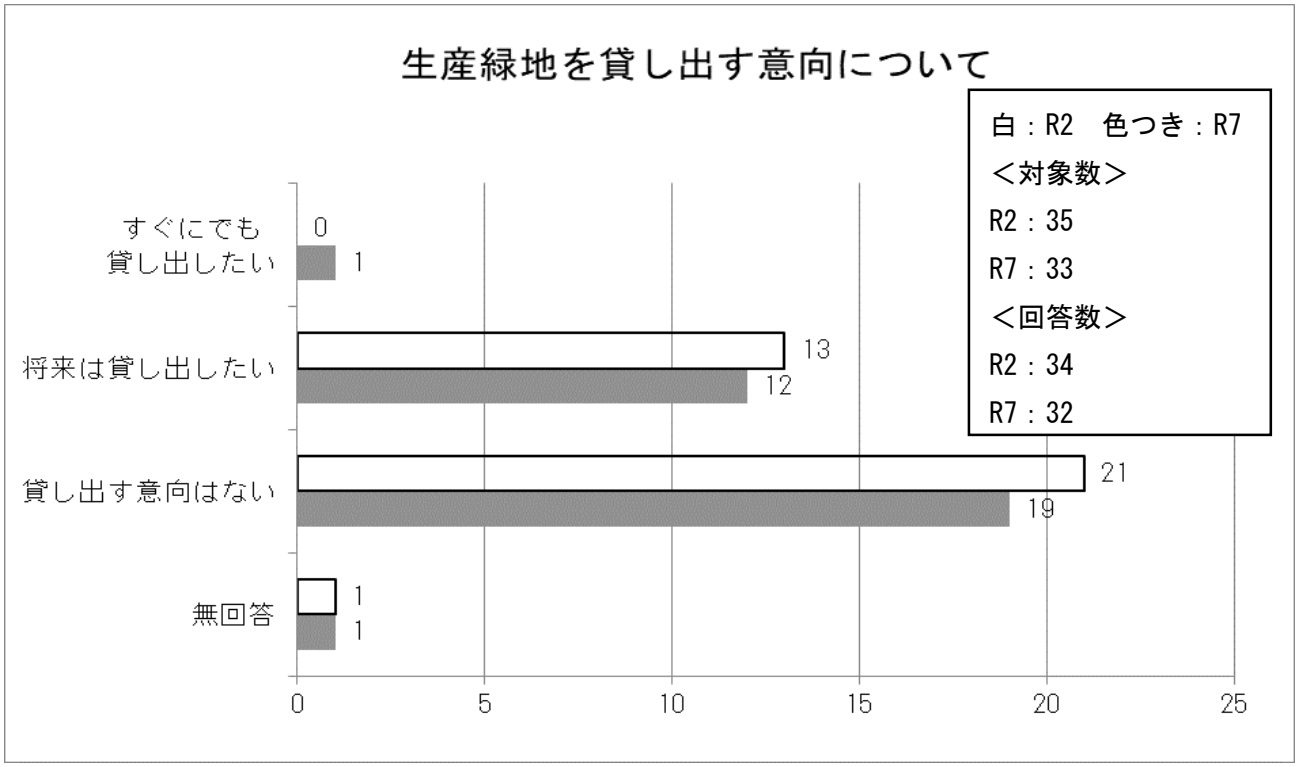

（14）　前の質問で「すぐにでも貸し出したい」「将来は貸し出したい」とお答えした方にお聞きします。どのくらいの面積の生産緑地を貸し出すことを考えているか、教えてください。※ひとつに○

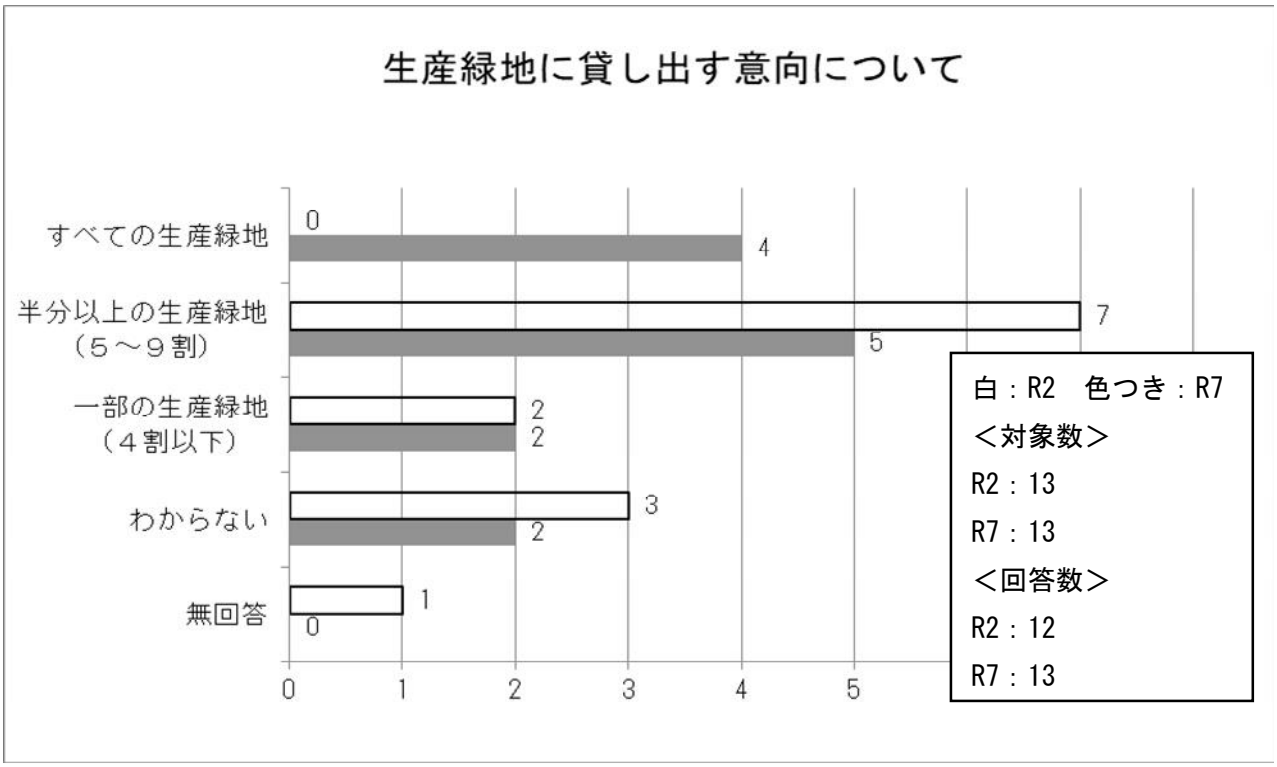

（15）　平成 30 年に生産緑地に指定する面積を 300 ㎡に引き下げ、４件の追加指定がされましたが、生産緑地の追加指定に対するお考えについて、教えてください。※ひとつに○

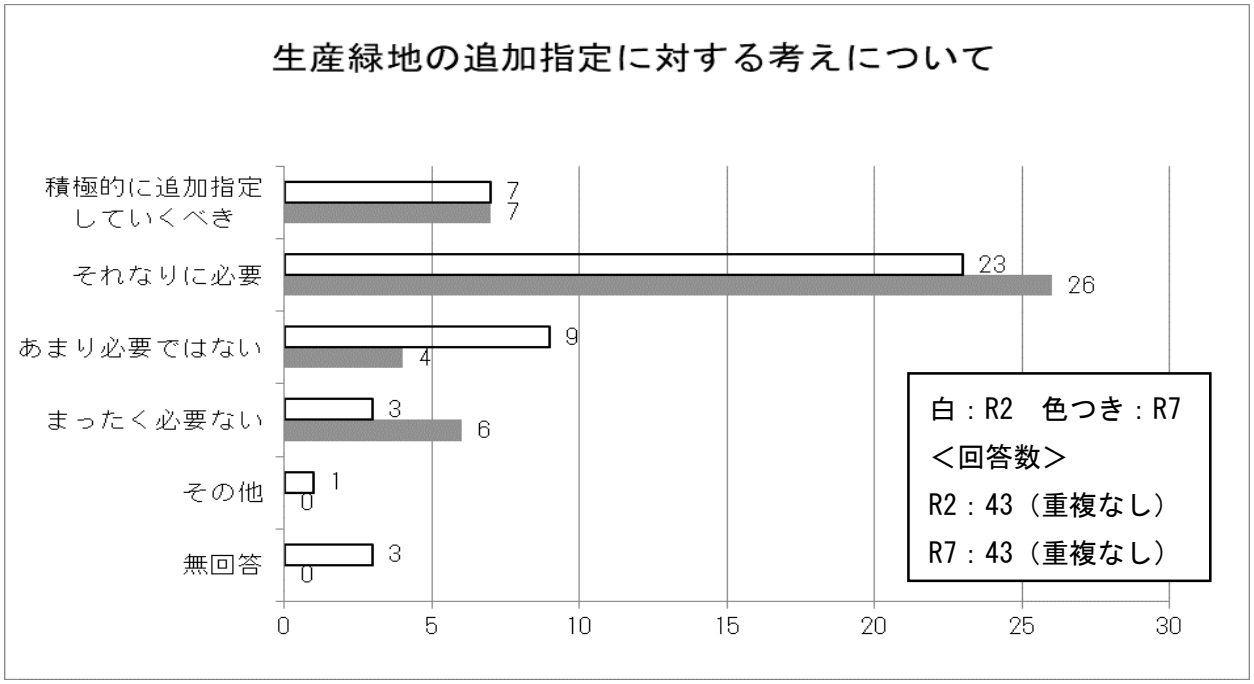

（16）　農業経営を継続していくうえで、困っていることや不安に感じていることを教えてください。※あてはまるもの全てに○

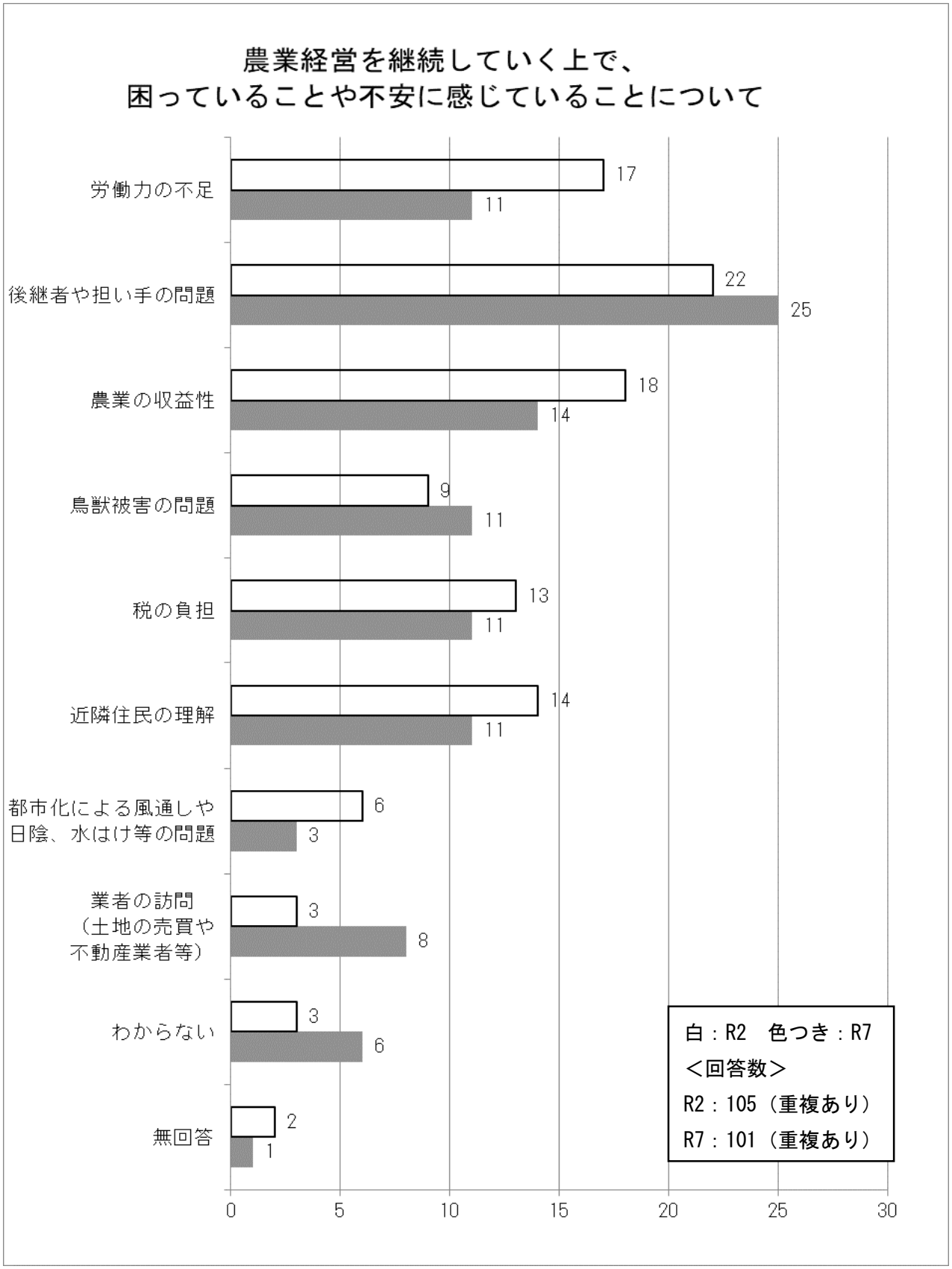

（17）　体験型農園のお考えについて、教えてください。※ひとつに○

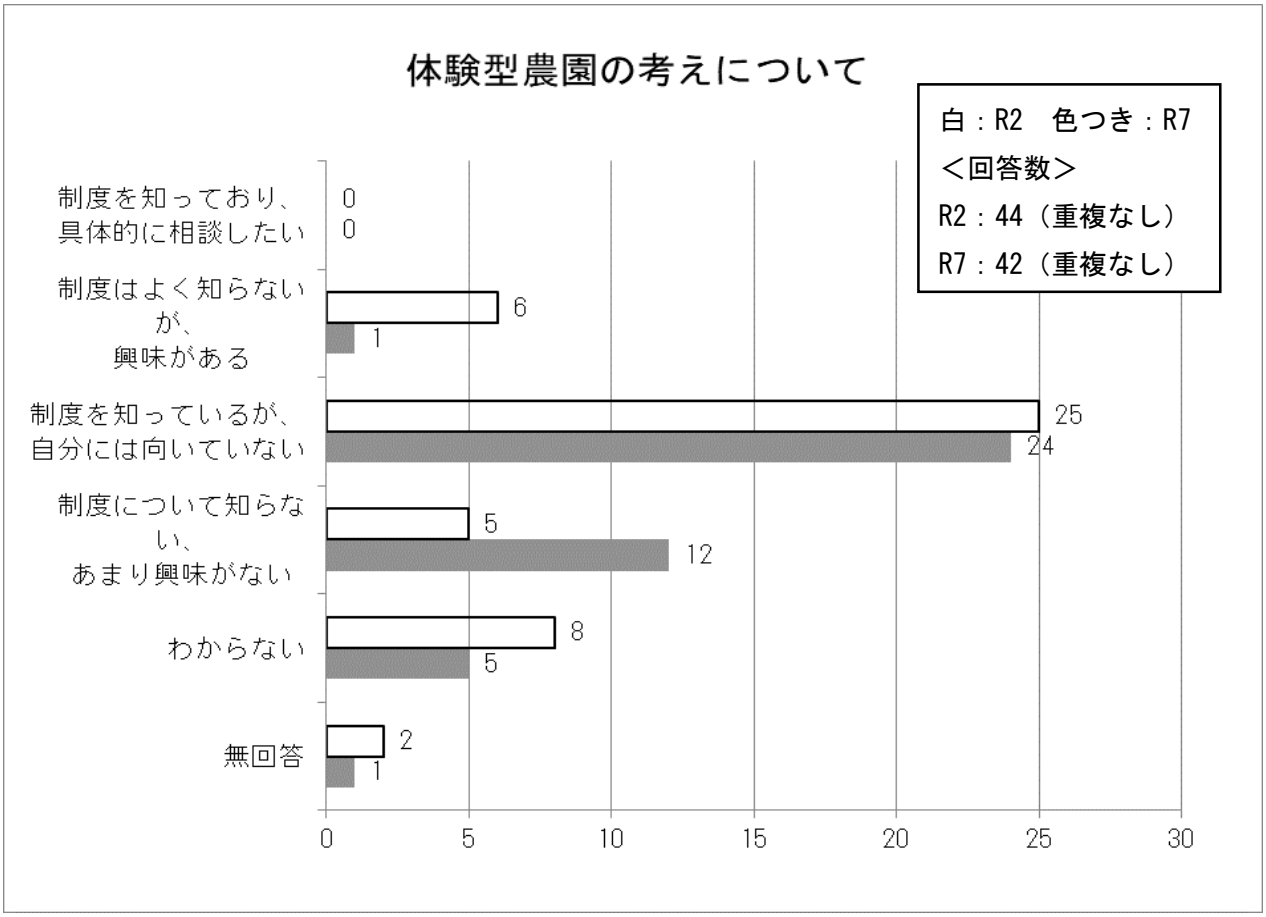

（18）　有機農業や低農薬・無農薬栽培への取組について、教えてください。
※あてはまるもの全てに○

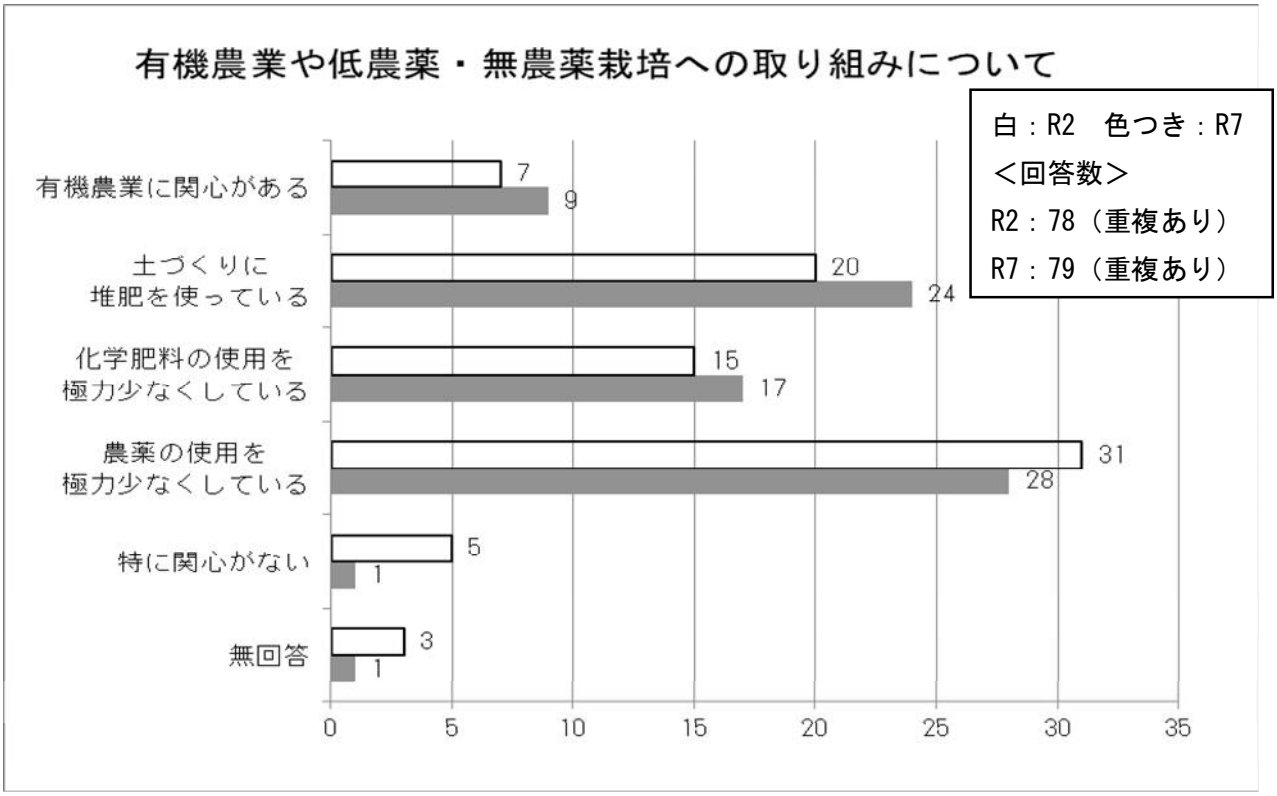

（19）　有機農業には様々な難しい点があるかと思いますが、（費用や手間がかかる、虫食い等で売れなくなるなど）今後の農業経営に取り入れていきたいと思いますか。
※ひとつに○

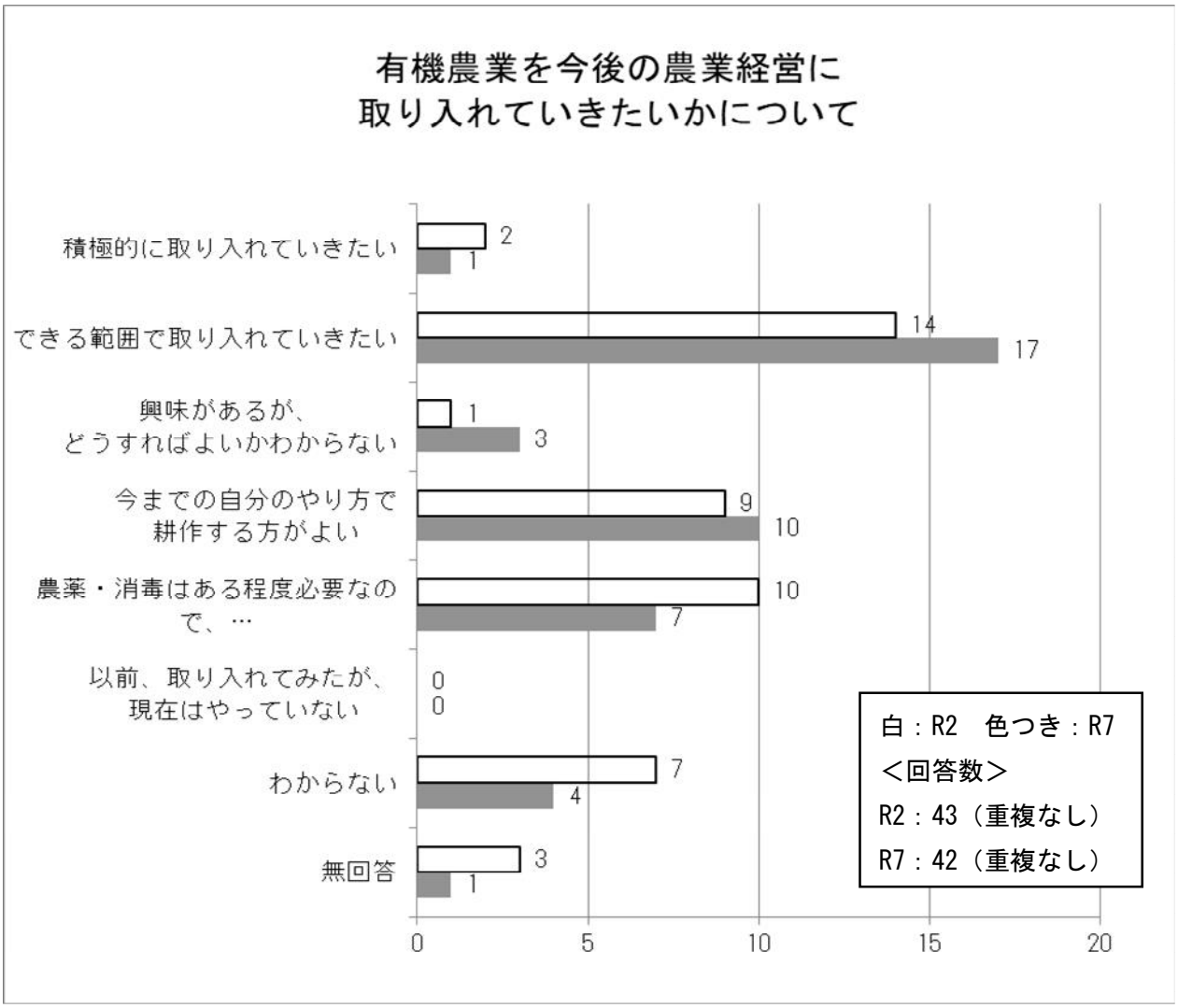

（20）　家の農業経営について、現在の労働力で十分足りているかについて、教えてください。※ひとつに○

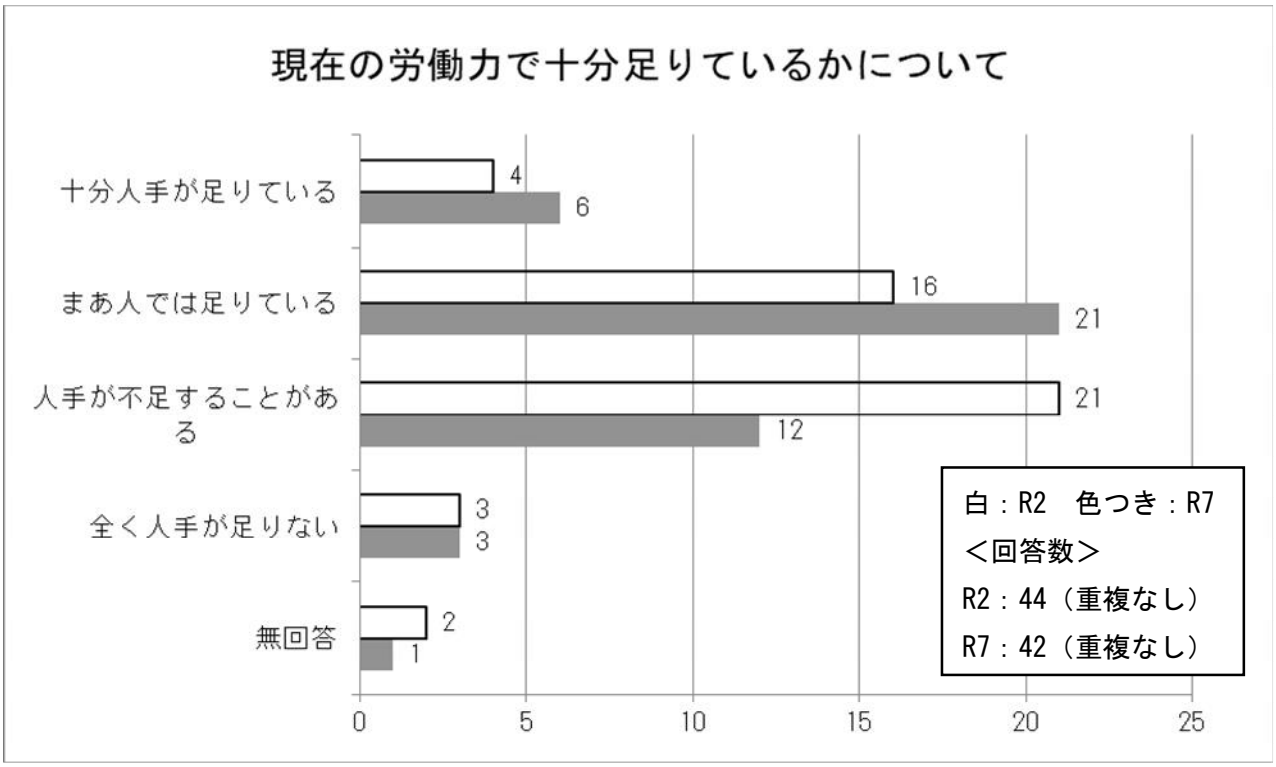

（21）　就農希望者や市民がボランティアで農作業を手伝ってくれるとしたら、どう感じますか。お考えに近いものをお聞かせください。※ひとつに○

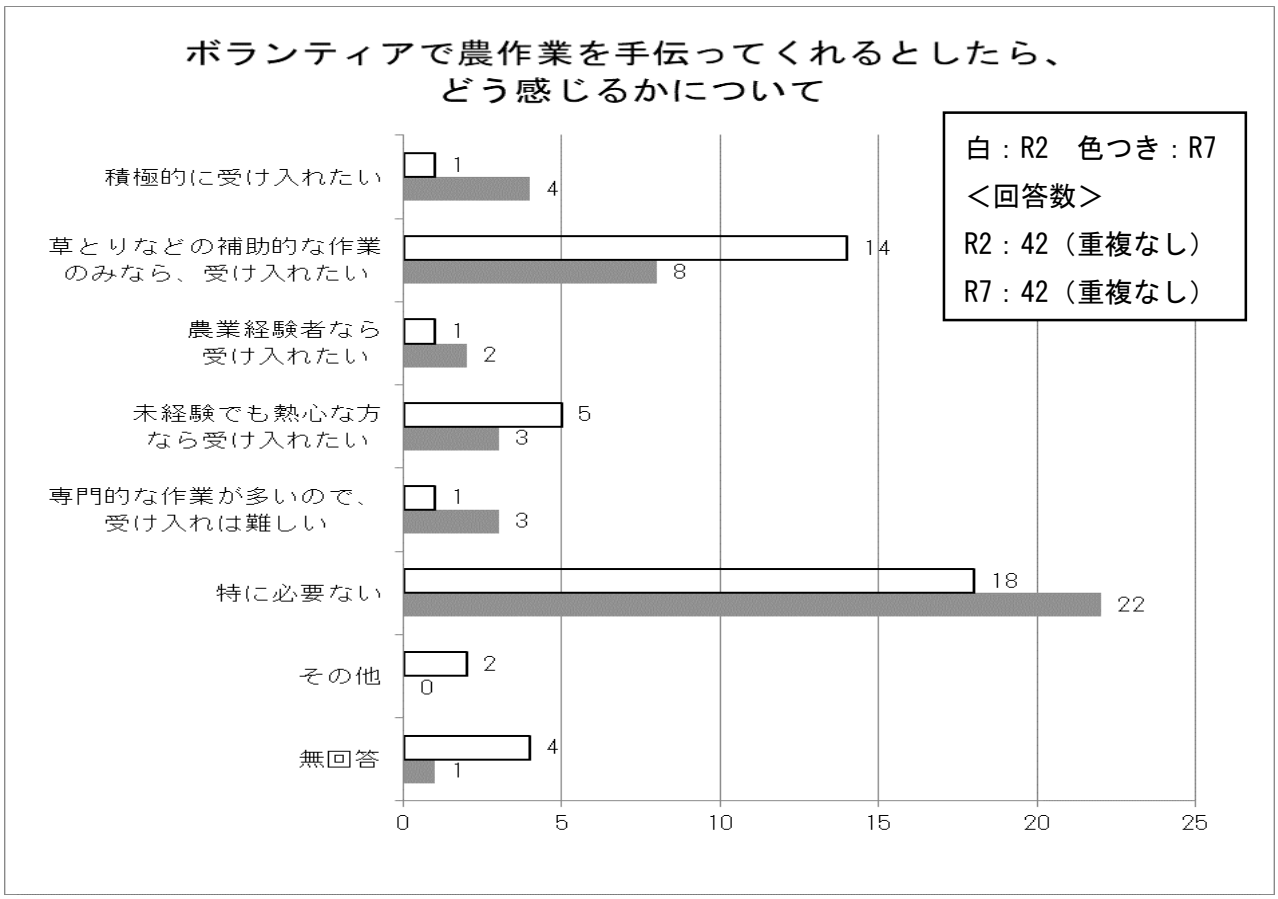

（22）　市民との交流について、望むことを教えてください。※あてはまるもの全てに○

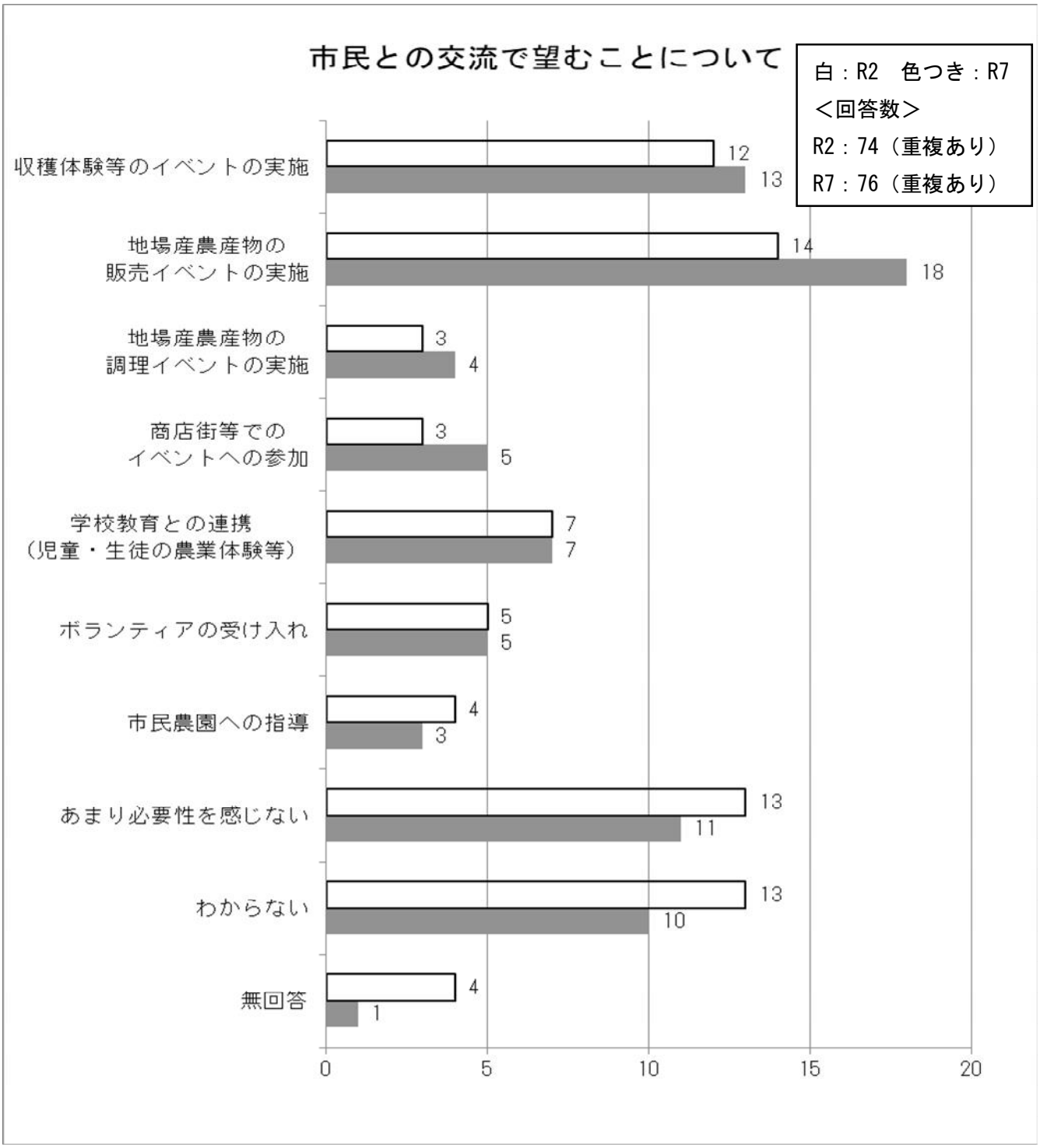

第２節　福生市農業の課題

１　担い手の育成・確保

農業者調査（令和７年７月福生市農業委員会実施）の結果によると、主として農業に従事している方の年代は、60 歳以上の方が約８割となっており、主となる従事者の多くが高齢者となっています（13 ページ（２）のグラフ参照）。

また、後継者の状況については、「後継者がいない」、「今はわからない」と回答した人が 32 人となっていることや、農業経営を継続していくうえで「後継者や担い手の問題」について多くの農家が不安を抱えていることがうかがえます（14 ページ（３）のグラフ参照）。さらに、農業経営を継続していく上で困っていることや不安に感じていることとして、約５割の農業者が「後継者や担い手の問題」に対して不安を抱いていることがわかります（22 ページ（16）のグラフ参照）。農業従事者の高齢化や後継者不足から、相続などが発生した際には土地の売却が増加し、農地や農業従事者の減少が加速することが危惧されます。

今後は、後継者の育成支援の充実や、就農希望者や市民による援農ボランティアなど多様な担い手の確保に向けた施策について検討するとともに、農業従事者が安心して農業経営に取り組めるようにサポートする仕組みづくりを検討していく必要があります。

また、福生市の農業者の多くはＵターンや定年によって就農した方々となっています。西多摩農業改良普及センター（以後「普及センター」）では、Ｕターンや定年により就農した方々に対して技術習得の支援を行なっているため、普及センターとの情報交換などの連携を強化し、こうした就農者を支援していくことも重要です。

２　農地の保全・活用

農業従事者の高齢化、後継者不足、相続の発生、そのほか一般農地（生産緑地に指定されていない農地をさす。「宅地化農地」ともいう。）の農地転用や生産緑地の買取申し出により、農地の減少が著しい状況となっています。また、今後の農業経営の方向性について、約 2 割 5 分程度の農家が「経営を縮小したい」と考えていることがわかり、より農地の減少が加速することが危惧されます（18 ページ（８）のグラフ参照）。

また、農地面積は減少傾向にあり、平成４年には約 42.3ha あった農地も令和７年には約 9.1ha となり、約 33.2ha（約 79%の減少率）の減少となっています。一方で、生産緑地は現在までに４回指定されており（平成４年度、５年度、23 年度、30 年度に指定を実施）、指定した総面積は約 9.08ha となります。現在の生産緑地面積は約 5.27ha となっており、約 3.8ha（約 41%の減少率）減少していますが、生産緑地に指定された農地は一般農地に比べて減少率が低い傾向となっています。

このような状況から、農地を保全するには生産緑地制度や相続税の税猶予制度、平成 30 年４月に創設された「特定生産緑地制度」を活用し、生産緑地をいかに保全していくかが重要となります。生産緑地の追加指定に対して、約８割の農家が「積極的にしていくべき」、「それなりに必要」と考えてい

ることからも、生産緑地の追加指定に対し必要な施策を講じていくことが必要です（21 ページ（15）のグラフ参照）。また、平成 30 年９月に「都市農地貸借円滑化法」が施行され、これまでは困難であった生産緑地の貸借が可能となり、貸借のみならず市民農園を開設することも可能となったため、都市農地貸借円滑化法を活用していくための体制を整えていく必要があります。

また、このような農地に関わる制度の周知や活用するための体制を整えることに加えて、農業者へ適正な農地管理を呼び掛けていく必要もあります。そのうえでは、農業委員会の活動が大切な役割を果たします。農地利用状況調査などの基礎的な取組に加え、農地管理への助言や、農業者同士の交流を促進する活動なども重要となります。

さらに、都市農業振興基本計画では、都市農業が発揮する多様な機能として、「農産物を供給する機能」、「防災の機能」、「良好な景観の形成の機能」、「国土・環境の保全の機能」、「農作業体験・学習・交流の場を提供する機能」、「農業に対する理解の醸成の機能」の６項目が示されています。農地を保全するためには、このような多面的機能をいかに発揮していくかが重要です。

＜農地面積と生産緑地面積の推移＞

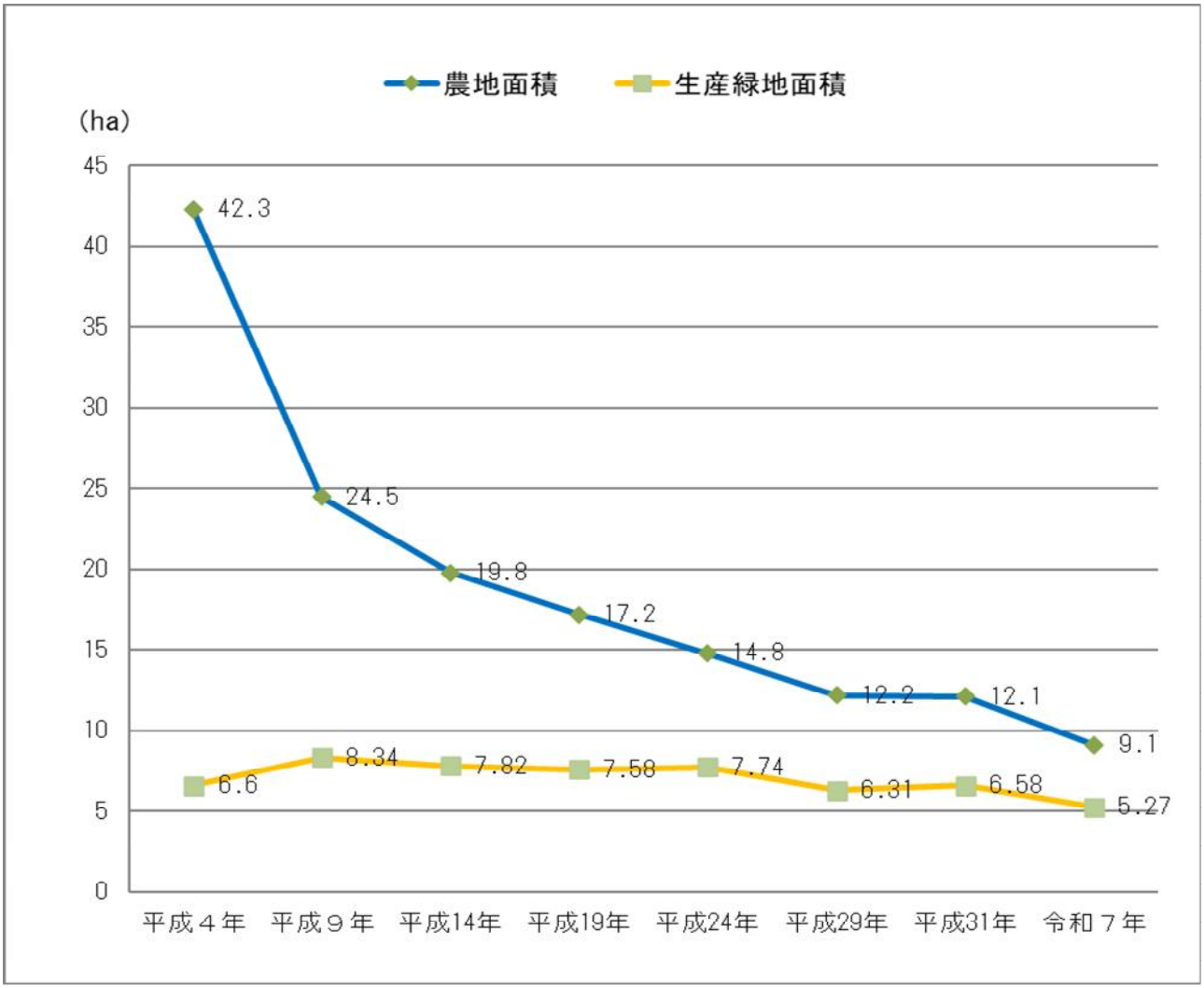

３　都市での営農環境の整備

農業者調査の結果により、福生市の農地が抱えている様々な問題が浮かび上がってきました。困っていることや不安に感じていることとして、顕著に表われている問題は、「後継者や担い手の問題」、「農業の収益性」、「労働力の不足」、「近隣住民の理解」、「税の負担」などがあげられます（22 ページ（16）のグラフ参照）。

福生市の農地は、市街地の中に点在しているため集合住宅などと隣接している箇所が多く、農薬の散布や土ぼこりの発生、堆肥の臭いなどによる近隣住民との調和や、宅地化による風通しや日陰の問題などといった、都市農業経営の難しさを多くの農家が感じています。

限られた農地面積ではありますが、農地が持つ多面的機能を活用し、市民の暮らしに潤いをもたらすことが、今後、より一層期待されるといえるのではないでしょうか。

市民との交流事業や食育の実践などを推進し、農業者と市民との相互理解を図りながら、住環境と調和する営農環境の整備に向けた取組について検討を進める必要があります。

＜住宅に囲まれた市内農地＞

第４章　福生市農業の将来像と基本方針

第１節　福生市農業の将来像

行政面積が小さく市街地がほぼ大半を占める福生市にとって、貴重な農地はまさに市民の宝物といえるのではないでしょうか。数少ない農地が市民に新鮮で安全な農産物を供給するという農業本来の役割のほか、潤いのある景観を演出し市民に安らぎを与え、災害時には災害時協力農地として市民に安心を与えるなど、多くの役割を果たしています。

こうした状況の中、都市農業が抱える様々な課題と向き合いながら、市民との連携の下で農業者が貴重な農地を守り続け、農地を次世代に継承し、都市農業を育成していくために、福生市農業の将来像を次のように設定します。

福を生む　福生の農地　チーム福生で　緑の保全

＜市内の災害時協力農地＞

＜防災兼用農業用井戸設置農地＞

第２節　将来像を実現させるための基本方針

将来像を実現していくために、次の３つの目標を基本方針として設定し、施策の展開を図ります。

（１）　農地の保全と活用
（２）　活力ある農業経営の推進
（３）　農のあるまちづくり

（１）　農地の保全と活用　～減らしたくない福生の農地～

都市化の進行や相続発生により農地が減少している状況に歯止めをかけるため、生産緑地や一般農地の保全や、生産緑地追加指定への積極的な働きかけや都市農地貸借円滑化法に基づく農地の貸借を促進するための体制の充実に努めていきます。また、良好な景観の形成や防災機能など、農地が持つ様々な機能の活用を目指します。

①　農地と営農環境を保全する

②　農地の多面的機能のさらなる発揮

（２）　活力ある農業経営の推進　～育てよう　魅力ある農業経営～

地域の農業の継続的な発展のため、農業後継者などの担い手の育成支援の充実を図っていきます。

また、農業者の経営意欲向上のため、認定農業者制度や家族経営協定などの整備を進め農業経営活性化への方策を検討します。同時に、環境に配慮した循環型農業を目指し、減農薬栽培などの技術向上などを図っていきます。

①　地域のリーダーとなる農業経営者を育成する

②　後継者と新たな担い手を育成する

③　環境にやさしい農業を推進する

（３）　農のあるまちづくり　～福の生まれるまち　農のあるまち～

市内で採れた新鮮で安全・安心な農産物の市民への供給を推進し、都市農業への理解の浸透を図っていきます。また、健康的な食生活を送るための知識や力を習得できるよう、学校給食の地場産野菜の活用や小学校等での農業体験を通じて「食育」の推進を図ります。さらに、市民農園の拡大や農業イベントの充実など市民が農とふれあえるまちづくりを目指します。

①　地産地消と食育を推進する

②　農とふれあうまちをつくる

第５章　農業振興計画の内容

第１節　福生市農業振興計画の体系

将来像　　**福を生む　福生の農地　チーム福生で　緑の保全**

基本方針１　農地の保全と活用　～減らしたくない福生の農地～

施策の方向	主要施策（★印は重点施策）
（１）農地と営農環境を保全する	①　★生産緑地の保全
	②　★生産緑地追加指定への積極的な働きかけ
	③　★都市農地貸借円滑化法に基づく農地の貸借を促進するための体制の充実
	④　市街化区域内農地の保全
	⑤　住環境と調和する営農環境の整備
（２）農地の多面的機能のさらなる発揮	①　防災機能の活用
	②　農のある景観の創出

基本方針２　活力ある農業経営の推進　～育てよう　魅力ある農業経営～

施策の方向	主要施策（★印は重点施策）
（１）地域のリーダーとなる農業経営者を育成する	①　★認定農業者制度の推進
	②　生産技術の向上と経営改善
	③　小規模農家への支援策の検討
（２）後継者と新たな担い手を育成する	①　★後継者育成事業の実施
	②　★担い手育成事業の実施
（３）環境にやさしい農業を推進する	①　減農薬栽培や環境配慮に対する技術支援
	②　安全安心な農産物の供給

基本方針３　農のあるまちづくり　～福の生まれるまち　農のあるまち～

施策の方向	主要施策（★印は重点施策）
（１）地産地消と食育を推進する	①　★学校給食への地場産農産物の供給
	②　★直売所への出荷支援
	③　★食育推進事業の実施
	④　地場産農産物の特産品化の推進
	⑤　農商工連携の推進
（２）農とふれあうまちをつくる	①　★市民農園の充実
	②　★市民との交流事業の充実
	③　農業情報の発信
	④　体験型農園創設に向けた研究

第２節　ＳＤＧｓと福生市農業振興計画

１　ＳＤＧｓの概要

ＳＤＧｓとは、「Ｓｕｓｔａｉｎａｂｌｅ　Ｄｅｖｅｌｏｐｍｅｎｔ　Ｇｏａｌｓ」を省略したもので、平成 27 年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された平成 28 年から令和 12 年までの国際目標です。その内容は、持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指すこととしています。福生市では、福生市総合計画（第５期）後期基本計画において、各施策と SDGｓの１７のゴールの関連性を示しています。

このことを踏まえ、ＳＤＧｓが目指す「誰一人取り残さない」持続可能な社会を実現するため、本計画に位置付ける施策の推進を図ります。

【ＳＤＧｓの 17 のゴール】

２　福生市農業振興計画とＳＤＧｓの関連性

福生市では、計画における施策とＳＤＧｓの 17 のゴールの関連性を明白にすることで「誰一人取り残さない」、「持続可能」な社会の実現を目指すこととします。

福生市農業振興計画における 21 の施策とＳＤＧｓの 17 のゴールの関連は、次のとおりです。

施策の方向	ＳＤＧｓゴール
農地と営農環境を保全する	
農地の多面的機能のさらなる発揮	
地域のリーダーとなる 農業経営者を育成する	
後継者と新たな担い手を育成する	
環境にやさしい農業を推進する	
地産地消と食育を推進する	
農とふれあうまちをつくる	

第３節　施策の内容

＜基本方針１　農地の保全と活用　～減らしたくない福生の農地～＞

１　農地と営農環境を保全する

市内の農地は、平成４年から５年にかけ、60 件の約 8.36ha、平成 23 年に４件の約 0.45ha、平成 30 年に４件の約 0.27ha、現在までに合計 68 件、約 9.08ha の農地が生産緑地に指定されました。令和７年までに約 42%にあたる約 3.81ha は指定解除となったものの、約 5.27ha（都市計画決定）の農地が生産緑地として保たれています。（平成４年から令和７年で約 41%の減少率。）一方、生産緑地以外の一般農地でみると、生産緑地の指定が開始された平成４年から令和７年で約 77%の農地が失われており、生産緑地と比較すると、生産緑地以外の農地の減少率が大変高いことがわかります。すなわち、農地の減少傾向は生産緑地以外の一般農地が著しく、固定資産税等の税制面や後継者の問題などから考えると、一般農地の減少は今後も加速すると考えられます。

さらに、相続税納税のために生産緑地の指定が解除され宅地化される傾向があり、福生市が今後も都市農業環境を整備していくためには、生産緑地の保全や追加指定へのはたらきかけが重要となっています。

生産緑地については、指定から 30 年が経過した申出基準日以後は、所有者がいつでも買取の申し出をすることができるため、多くの生産緑地が指定を受けた平成４年から 30 年後の令和４年（西暦 2022 年）には、生産緑地の多くが宅地化されることが危惧されます。このような中、平成 30 年４月に「特定生産緑地制度」が創設されました。この制度は、申出基準日以前に指定を受けた特定生産緑地では、買取申出ができる期限が 10 年延長され、その期間は固定資産税等の農地課税が継続し、新たな相続が発生した場合でも相続税納税猶予制度の適用を受けることができるというものです。特定生産緑地に指定を受けない場合は、その農地の固定資産税が段階的に引き上げられ、５年間で一般農地と同じ課税になるため、農地を維持することが難しくなります。また、新たに相続税納税猶予制度の適用を受けることもできなくなります。農地を保全するためには、特定生産緑地の指定への積極的なはたらきかけも重要です。

さらに、平成 30 年９月には「都市農地貸借円滑化法」が施行され、これまでは困難であった生産緑地の貸借や、市民農園を開設することが実施しやすくなりました。農業従事者の高齢化や後継者や担い手の問題を解決する１つの方法として、農家への周知はもちろん、貸し手と借り手の把握やマッチング体制の確立に努めることも重要です。

このようなことから、農地の減少傾向を食い止めるために、生産緑地の保全、生産緑地追加指定に必要な措置、「特定生産緑地制度」の周知や指定への積極的な働きかけ、「都市農地貸借円滑化法」の周知や農地の貸借を促進するための体制を整備していくことが大変重要な事項となります。

また、住宅地と混在する福生市の農地は、防災機能、日照、通風の確保、潤いのある景観などをもたらしており、昭和 63 年から続いている「花いっぱい運動」では、市内の農業者団体が花苗の生産を請け負っています。春と秋には丹精込めて育てられた季節の花が市内各所に植栽され、心を和ませる景観を作り出していると同時に、花苗の生産は地域農業の活性化にもつながっています。

一方、住宅地と隣接する農地は、農薬の散布、土ぼこりの発生など、都市での住環境と共存するこ

とが難しい側面も持ち合わせています。現存する農地を永続的に保全し、都市での営農環境を整備していくため、都市農業が抱える様々な課題に対して必要な措置を講じるとともに、住民への理解を深めていかなければなりません。

【施策の方向】農地と営農環境を保全する

【施策内容】（太枠は重点施策）

主要施策	主な事業	農家	JA	市民	行政	民間
①　生産緑地の保全	適正な管理	○	○		○	
	特定生産緑地制度の周知及び指定への積極的な働きかけ		○		○	
	相続税納税猶予制度の周知		○		○	
	農地制度に対する相談窓口の充実		○		○	
②　生産緑地追加指定への積極的な働きかけ	都市計画部門との連携体制の強化		△		○	
	関係団体・農業者への啓発事業の実施		○		○	
③　都市農地貸借円滑化法に基づく農地の貸借を促進するための体制の充実	制度の周知		○		○	
	都市計画部門との連携による相談体制の強化		△		○	
	貸し手と借り手の把握	○	○		○	
	マッチング体制の確立		△		○	
④　市街化区域内農地の保全	農地の維持・保全に対する相談の充実		○		○	
	課税部門との連携		△		○	
⑤　住環境と調和する営農環境の整備	環境部門との連携強化				○	
	花いっぱい運動の充実	○		△	○	
	未来に残す東京の農地プロジェクト補助金の利用促進	○	△		○	

○・・・主体　△・・・支援

２　農地の多面的機能のさらなる発揮

都市農地は農産物の生産だけでなく、様々な多面的機能を持ち合わせています。都市農業振興基本計画も示されているように、多面的機能としては、「農産物を供給する機能」、「防災の機能」、「良好な景観の形成の機能」、「国土・環境の保全の機能」、「農作業体験・学習・交流の場を提供する機能」、「農業に対する理解の醸成の機能」が挙げられます。

平成 20 年には、福生市とＪＡにしたまとの間で「災害時における生鮮食料品等の供給並びに農地の使用に関する協定書」が締結されました。これは、大規模な災害が発生または発生する恐れがある場合、生鮮食料品等の供給や一時的な避難場所や応急仮設住宅建設用地などとして農地を使用することに対する協定です。令和７年では、４戸の農家で計５箇所、約 0.62ha が災害時協力農地として登録されています。

また、福生市では平成 30 年４月に「都市農地保全支援プロジェクト補助金交付要綱」（令和５年４月１日廃止）を制定しました。これは、東京都の都市農地保全支援プロジェクト実施要綱（現：未来に残す東京の農地プロジェクト実施要綱）に基づき制定したもので、農地の持つ防災や環境保全などの多面的機能をより発揮させるとともに、地域住民に配慮した基盤整備により、貴重な都市農地の保全を図ることが目的とされています。これまでに、防災兼用農業用井戸１箇所、土留め１箇所、土留め及びフェンス１箇所の合計３箇所への整備支援を実施しており、防災兼用農業用井戸については、「災害時における生活用水の供給に関する覚書」を交わしました。今後も、農地の持つ多面的機能を発揮させるためにも、この補助金の活用促進を図ることが重要な事項です。

さらに、農のある景観を創出するために、「花いっぱい運動」を充実させることも大切な事項となっています。そして、農業体験などを実施することで、農業に対する理解を深めるなど、農家と市民相互の理解の下で、農地の保全と活用を推進することが重要です。

【施策の方向】　農地の多面的機能のさらなる発揮

【施策内容】

主要施策	主な事業	農家	ＪＡ	市民	行政	民間
①　防災機能の活用	災害時協力農地の維持	○	○		○	
	関連部門と協力し追加指定を検討	○	○		○	
	市民へのＰＲの充実	△	○		○	
	未来に残す東京の農地プロジェクト補助金の利用促進	○	△		○	
②　農のある景観の創出	市民理解に向けた取組の検討	○	△		○	
	都市計画部門との連携				○	
	花いっぱい運動の充実（再掲）	○		△	○	

○・・・主体　△・・・支援

＜基本方針２　活力ある農業経営の推進　～育てよう　魅力ある農業経営～＞

１　地域のリーダーとなる農業経営者を育成する

近年の農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化、後継者・担い手不足など深刻な問題があります。このような中、地域の農業を維持、発展させていくためには、経営意欲の高いプロの農業者を育成・確保していくことが必要です。

こうした状況の中、効率的で安定した農業経営を担う農業者を育成する手段として、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者制度があります。この制度は、意欲的に農業経営を展開していこうとする農業経営者が作成する「農業経営改善計画」を市区町村が基本構想に照らし合わせて認定し、その計画の達成に向けて支援措置を講じていこうとする制度です。

平成 15 年度からは、国の施策の対象が認定農業者に重点化される方針が打ち出されてきました。都市化が顕著な東京都においては、国の補助事業の対象になりにくいという状況があるにもかかわらず、大消費地に近いという利点を生かした多種多様な生産・販売が展開され、認定農業者（広域認定農業者を含む）として 1,656 経営体（令和７年３月時点）が認定されており、各自治体では地域の農業経営のレベルアップを図るため様々な支援策が創設され、成果を残しています。

福生市では、平成 25 年から認定農業者制度を実施しており、令和７年現在で全農家 53 戸のうち３戸（約６％）の方が認定を受けています。また、市では、認定農業者を対象とした補助事業である「福生市東京農業経営強靱化事業費補助金交付要綱」を令和７年に制定し、認定農業者に対する支援を実施してきました。今後は、より一層、認定農業者に対して経営支援の体制を強化させていくことが重要です。

同時に、認定農業者制度の周知に努め、地域のリーダーとなるべき農業経営者の育成を図ることが、農地面積が 26 市の中で一番少ない福生市の中にも生き生きとした農業経営があるということを地域内外へと発信することにもなります。

福生市農業全体の活力を見出すためには、認定農業者だけでなく、すべての農業経営者に対して生産技術の向上や経営改善に関する支援を実施していくことが重要です。福生市全体の底上げにつなげるためにも、農家やＪＡにしたまなど各関係機関との連携を強化し、支援体制を強化していく必要があります。

【施策の方向】　地域のリーダーとなる農業経営者を育成する

【施策内容】（太枠は重点施策）

主要施策	主な事業	農家	JA	市民	行政	民間
①　認定農業者制度の推進	認定農業者制度の周知	○	○		○	
	経営改善計画支援体制の強化	△	○		○	
②　生産技術の向上と経営改善	生産技術や経営に関する相談体制の充実	○	○		○	
	家族経営協定の推進	○	△		○	
	新たな生産技術、新品種導入の支援	△	○		○	
	東京都などの農業経営支援事業の活用	○			○	
③　小規模農家への支援策の検討	市独自の認証制度の検討	○			○	

○・・・主体　△・・・支援

※家族経営協定とは、家族内で世帯員の役割分担、労働時間・休日・休暇などの就業条件、収益の配分、経営の承継などについて、家族間の話し合いに基づき取り決めを行うものです。

2　後継者と新たな担い手を育成する

農業者調査の結果によると、後継者の状況については農業者の多くが「後継者がいない」「今はわからない」と答えており、農業経営を継続していく上で「後継者や担い手の問題」に対して不安を抱いていることが分かりました。福生市の農業者は、農業のほかに主たる収入源としての仕事を持つ方の退職や、相続などをきっかけに農業経営を始めるというケースが多くなっています。こうした農業後継者が意欲的に農業経営に取り組めるよう、関係機関との連携を強化し農業経営に関する相談体制を充実させることや、普及センターとの連携を深め、普及センターが実施している研修への参加を促すなど、支援策を講じていくことが必要です。

また、親族などの後継者だけではなく、新規就農者などの担い手育成支援に努めることもまた重要な事項となります。農業者調査によると、新規就農者や市民が農作業をボランティアで支援する取組に関して、約４割の農業者が受け入れたいと考えていることがわかりました。多様な担い手を育成していくためにも、援農ボランティア制度の導入について研究を進めていく必要があります。そして、都市農地貸借円滑化法の施行により、生産緑地の貸借がしやすくなったことにより、東京都内で新規就農者が生産緑地を借り受け就農する事例が多くなってきています。福生市においても、担い手を育成するために、新規就農者の受け入れ体制を整えていくことが重要です。

【施策の方向】後継者と新たな担い手を育成する

【施策内容】（太枠は重点施策）

主要施策	主な事業	農家	JA	市民	行政	民間
①　後継者育成事業の実施	農業後継者への研修の充実	○	○		○	
	関係機関との連携による相談体制の充実		○		○	
	普及センターとの連携による営農・技術指導の充実	○	△		○	
	後継者・経験者の地域間での交流の場づくり	○	△		△	
	定年帰農の促進	○	△		○	
	未就農後継者に対する就農への働きかけ	○	△		○	
②　担い手育成事業の実施	援農ボランティア制度の研究	○		○	○	
	女性農業者の育成を目指した事業の実施	○	○		○	
	新規就農者の受け入れ体制の確立	○	○		○	

○・・・主体　△・・・支援

３　環境にやさしい農業を推進する

近年、輸入農産物の食品表示偽装や残留農薬などの問題が噴出し、食品の安全性に対する消費者の信頼が揺らいでいます。地場産農産物は、生産者の顔が見えて安全で安心できる農産物として、消費者の期待もより一層強まっています。そのため、農業者に対しては減農薬栽培などに関する研修を充実させ、市民に対しては安全で安心な農産物であることをＰＲすることが必要です。

また、東京都では化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物を認証する制度として、「東京都エコ農産物認証制度」を実施しており、福生市では、13 名の農業者の方々がこの認証を受けています。こうした認証の取得は市民へのＰＲにもつながるため、認証取得の支援を進めることも重要です。

【施策の方向】　環境にやさしい農業を推進する

【施策内容】

主要施策	主な事業	農家	ＪＡ	市民	行政	民間
①　減農薬栽培や環境配慮に対する技術支援	農業者研修の充実	○	△		○	
	環境配慮への支援策の検討	△	○		○	
②　安全安心な農産物の供給	東京都エコ農産物の認証取得の研究・支援	○	△		○	
	市民へのＰＲの充実	○	△		○	

○・・・主体　△・・・支援

＜基本方針３　農のあるまちづくり　～福の生まれるまち　農のあるまち～＞

１　地産地消と食育を推進する

地域で採れた農産物を地域で消費する「地産地消」の動きと連動し、食の大切さや望ましい食生活を学び、健康な体と豊かな心を育てる「食育」が注目されています。

福生市では、平成 20 年から学校給食への地場産農産物の供給が始められ、除々に取組を拡大しています。また、市内イベントでの地場産農産物の直売や公的機関、福祉施設への地場産野菜の納品なども行われており、市民の都市農業への理解を深めるとともに、農業者の意欲向上にもつながっています。

今後も地場産農産物の供給を通じて、市民への「食育」の推進を図るとともに、農業者と市民の信頼関係の構築を進め、学校、ＰＴＡ、市、ＪＡにしたま、普及センターなどの関係機関との連携を強化し、学校給食での地場産農産物の利用促進を進めていくことが必要です。

また、福生市の農作物販売は、ＪＡにしたま福生支店直売所での販売が主流となっています。平成 19 年３月のリニューアルオープン以降、客数も増え地場産農産物販売の拠点として市民に定着しています。現在、販売農家は約 20 戸で、恒常的に販売している農家は約 15 戸となっています。しかしながら、午後の時間帯には品薄になるなど、消費者のニーズに対して生産量が少ないという大きな課題があります。市内農家は、収穫した農産物を自家消費や知人に配布するだけの自給的農家が圧倒的に多くなっています。「できることなら福生の野菜を購入したい」という市民の声もあることから、長期的な視点で農業経営のレベルアップを図り、１戸でも多くの農家が生産した農産物を販売につなげていくことが、福生市の農業が発展していくうえで重要なポイントとなります。

今後もＪＡにしたまと連携しながら、地産地消の中心となる直売所などへの出荷支援を通じて、これらの自給的農家に対し、新規出荷の啓発や出荷に関する相談体制を整えることが必要です。

近年、農業と福祉が連携した「農福連携」の取組が注目を集めています。「農福連携」に取り組むことによって、福祉分野においては障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すことにつながり、後継者・担い手不足や高齢化が進む農業分野においては新たな働き手の確保につながる可能性があることから、農業と福祉の双方に良い効果をもたらすことが期待されています。福生市においても、まずは福祉部門との連携体制の構築に取り組みます。

特産品については、平成 24 年から「はっ！ぴー☆ナッツ」として落花生の特産品化に向けた取組を、ＪＡにしたまとの協働で進めています。「はっ！」は、“息をのむ美味しさ”、「はっ！ぴー」は HAPPY（幸せ・幸福）、「☆」は福生七夕まつりをイメージ、「ぴー☆ナッツ」は落花生を意味しています。「はっ！ぴー☆ナッツ」を合言葉に、落花生祭りや落花生ウォークを実施しています。福生市における落花生の作付面積は約 36a（平成 22 年は約 17a、平成 27 年は約 23a、平成 31 年は約 31a）となっており、年々増加しています。今後も落花生については、より一層特産品として推進するとともに、落花生以外の地場産農産物についても特産品化について検討を進めていくことが大切です。

また、地元のレストランで地場産農産物を利用するなど、福生の農業の「ファン」を増やす農商工連携を検討していくことも重要です。

【施策の方向】　地産地消と食育を推進する

【施策内容】（太枠は重点施策）

主要施策	主な事業	農家	ＪＡ	市民	行政	民間
①　学校給食への地場産野菜の供給	学校給食での地場産農産物の利用促進	○	○		○	
②　直売所への出荷支援	新規出荷への啓発	○	○		○	
	出荷に関する相談活動の充実	○	○		△	
	直売所のＰＲ	○	○		△	
③　食育推進事業の実施	親子対象の農業体験事業などの企画を検討	○	○	△	○	
	関連部局、協力農家との連携体制の強化	○	○		○	
	学校給食における食育事業の推進	○	○		○	
④　地場産農産物の特産品化の推進	特産品（落花生）の促進	○	○		○	○
	特産品化できる地場産農産物の検討	○	○		○	△
⑤　農商工連携の推進	商業者との情報交換の機会拡大	○			○	○
	地元レストランでの地場産農産物の利用の検討	○	△	△	△	○

○・・・主体　△・・・支援

２　農とふれあうまちをつくる

福生市では、７つの市民農園を開設しています。多くの市民が余暇を活用し野菜づくりを楽しんでいます。これらの農園は使用者の親睦の場になっているとともに、貴重な農地の保全にもつながっています。今後も、市民農園に対する市民のニーズは高まってくると予想されるため、農業者や農地所有者の貸出ニーズを把握することが大切です。また、「都市農地貸借円滑化法」の施行によって生産緑地に市民農園の開設もしやすくなったことで、開設に向けた検討も重要な事項です。

また、新たな市民農園の開設を検討しながらも、農業の担い手の育成にもつなげるため、現在の市民農園使用者に対して農業に関する技術の講習などの支援策を講じることも必要です。

農業者と市民がふれあうことは、福生市の農業に対する理解を深めるために大切な事項となっています。現在も、福生市・福生市農業委員会・ＪＡにしたま・グリーンクラブ福生などが、市民に農業への理解を深めてもらおうと、地場産農産物の直売や農業体験など、様々な事業を実施しています。こうした事業は、消費者である市民から貴重な声を聴く場としても良い機会となっています。今後も、市民との交流事業を充実させることが、農とふれあうまちをつくるにはとても重要です。

また、事業の実施や農業の取組などに関して、市の広報やＨＰ、福生市農業委員会が発行している農業委員会だよりなどにより、市民に対してしっかりとＰＲすることが必要です。

近年、高齢化や後継者・担い手不足が指摘される都市農業においては、体験型農園という、指導者の下、市民が種蒔きから収穫までを体験できる市民参加型の農園が、新しい経営スタイルとして注目されています。こうした農園は、市民の農業に対する理解を深める場とされています。

福生市においては、現在までに体験型農園の開設はありませんが、体験型農園を創設することは、市民と農業者がふれあえる場をつくることができ、農業者の高齢化、後継者・担い手不足の対策にもなるため、体験型農園を創設するための研究も重要な事項です。

「市民農園」の状況　　令和８年３月末時点

農園名	開設年	区画数	令和７年度末の使用率
熊川東市民農園	昭和 49 年	186	100%
南田園第二市民農園	平成 22 年	17	100%
熊川武蔵野第二市民農園	平成 23 年	36	100%
熊川牛浜市民農園	平成 23 年	18	100%
熊川北市民農園	平成 25 年	23	100%
福生武蔵野市民農園	平成 25 年	131	100%
福生奈賀市民農園	平成 25 年	83	100%
全農園計		492	100%

※南田園田園第二市民農園は令和８年１月末で閉園しました。

【施策の方向】　農とふれあうまちをつくる

【施策内容】（太枠は重点施策）

主要施策	主な事業	農家	JA	市民	行政	民間
① 市民農園の充実	貸出ニーズの把握	○	△		○	
	生産緑地における市民農園開設の検討	○	△		○	
	市民農園使用者に対する支援策の充実	△		△	○	
② 市民との交流事業の充実	農業イベントの開催	○	○	△	○	
	地場産農産物直売イベントの充実	○	○	△	○	
③ 農業情報の発信	農業に関する広報活動の充実	○	○		○	
④ 体験型農園創設に向けた研究	市民参加型農園の先進取組事例・制度の研究	○			○	
	制度の周知及び開設意向の確認	○			○	

○・・・主体　△・・・支援

第６章　農業経営基盤強化に関する目標

将来像を実現するために、以下の事項について目標値を設定します。また、これらの事項については本計画に、農業経営基盤強化促進法に基づく福生市農業基本構想としての性格を持たせるうえで、必要な事項となっています。

１　農家戸数及び農業従事者数

令和７年の農家戸数は 53 戸ですが、平成 12 年から令和７年までの 25 年間を平均すると年１戸ペースで減少傾向が続いてきました。

今後、本計画に基づき各種施策を講じることによって、年約 0.8 戸程度に減少傾向を抑え、令和 12 年の農家戸数を概ね 49 戸と設定します。

また、農業従事者数については、令和２年から令和７年までの直近５年間を平均すると年 2.4 人の減少傾向が続いており、令和７年現在 81 人となっています。これまでの減少傾向を年約２人程度に抑え、令和 12 年度の農業従事者数は 71 人と設定します。

２　農地面積

令和７年の農地面積は約9.1haであり､平成27年から令和７年までの10年間を平均すると年約3.6%の減少が続いてきました。本計画の策定により減少率を抑え、令和 12 年の農地面積は年平均 3.3%減の約 7.7ha と設定します。

３　中心となる農家数

農業者調査の結果によると、恒常的に販売している農家は 15 戸となっています。今後の農家戸数や農業従事者数の減少を鑑み、中心となる農家戸数を概ね 13 戸と設定します。

４　認定農業者を目指す農家数

令和７年の認定農業者数は３戸ですが、農業従事者数の減少や高齢化を鑑み、中心となる農家数 13 戸のうち、経営モデルを目標とした経営改善を図っていく農家数を３戸と設定します。

５　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

（１）効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

①　効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

令和７年では市内農地約 9.1ha のうち、生産緑地指定されている農地は約 5.27ha で、約 58%を占めています。生産緑地は効率的かつ安定的な農業経営を営む者が耕作している農地となっているため、目標の設定値については、令和 12 年の市内農地における生産緑地の割合とします。今後の生産緑地の追加指定と指定解除を勘案し、令和 12 年の農地面積目標 7.7ha との比率として、目標を概ね 66%とします。

② 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

面的集積は困難なため、施設化などの推進により農地の高度利用を図り、実質的な経営耕地面積の確保に努めていきます。

（２）その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、認定農業者など担い手の状況に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営の実現を後押しするため、都市農地貸借円滑化法による農地貸借や農作業受委託などの取組を促進します。その際、福生市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、認定農業者などの担い手が農業経営の改善を計画的に進めるための措置を必要に応じて講じます。

６ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

（１）新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

① 福生市の新規就農者は、これまで農業後継者が大半を占めており、今後農業従事者の高齢化、減少を考慮すると、将来にわたって市の農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があります。

② 東京都農業振興基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を踏まえ、福生市においては当該青年等の確保について、令和 12 年までの 10 年間で５人を目標とします。

③ 福生市及びその周辺市町村のほか産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者１人当たり 1,800 時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から５年後には農業所得を主として生計が成り立つ年間農業所得 300 万円を目標とします。

（２）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた福生市の取組

福生市における新規就農者への支援体制については、都の農業経営・就農支援センターで就農支援業務を担う公益財団法人東京都農林水産振興財団及び東京都農業会議との連携を図りながら、就農相談機能の充実を図ります。また、技術指導及び経営指導については、普及センター、ＪＡにしたまと連携して、重点的に指導を行います。

（３）農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

上記（１）の③に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に福生市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、福生市における主要な営農類型については、「11 経営モデルの設定」に示す、農業所得 300 万円を目標とする経営モデルを指標とします。

7　労働時間

年間労働時間の目標は、農作業の省力化を積極的に推進し、労働生産性の向上を進めるとともに、農業者の健康や余暇時間を確保することをふまえ、主たる農業従事者の一人当たりの年間労働時間を『1,800 時間』と設定します。

8　農業所得目標

今後、自ら経営改善に取り組む意欲のある農業者への支援を推進し、地域の農業を担う農業経営体の年間所得目標額を『300 万円』とします。また、現状自家消費などをおこなっている経営規模の小さい農家についても、年間農業所得を約 50 万円または 0.1ha あたりの年間農業所得を約 50 万円を目標に全ての農家が販売に取り組むことを目標とします。

9　経営管理の方法

経営管理の合理化を促進するために、農産物の販売では、直売を主軸に地場流通を促進するとともに、地元飲食店、小売店、教育福祉施設への販売などの販路の拡大に向けた取組を進めていきます。

また、複式簿記により経営と家計の分離を図ることや青色申告に向けた取組を進めます。さらに、パソコン導入による作業及び販売の管理を行うことを推進します。

10　農業従事の態様等の改善

家族間の役割分担を明確化させ、定期的に休日が取れるように進めます。また、農繁期に臨時雇用従事者や援農ボランティアが確保出来るよう制度を整えます。さらに、家族経営協定の締結に基づき、給料制、休日制を確立させていきます。

11　経営モデルの設定

経営モデルは、福生市の農業を担う農業経営体を概ね 10 年間で育成する目標として、以下のモデルを設定します。

分類	営農モデル	労働力	農業所得	経営面積 作付面積	主な品目	主な設備機械
複合 （野菜、花き）	野菜の直売と花壇苗の委託生産を主とした経営	２人	400 万円	60a 80a	トマト、キュウリ、大根、ホウレン草、落花生、花き類	トラクター 動力噴霧機 パイプハウス
複合 （野菜、花き）	野菜の直売と花壇苗の委託生産を主とした経営	２人	300 万円	40a 50a	トマト、キュウリ、大根、ホウレン草、落花生、花き類	トラクター 動力噴霧機 パイプハウス
野菜	野菜の直売を主とした経営	２人	400 万円	60a 80a	トマト、大根、ホウレン草、落花生、切り花、ブルーベリー	トラクター 動力噴霧機 パイプハウス
野菜	野菜の直売を主とした経営	２人	300 万円	40a 50a	トマト、大根、ホウレン草、落花生、切り花、ブルーベリー	トラクター 動力噴霧機 パイプハウス
花き	鉢物・花壇用苗物を主とした経営	２人	500 万円	40a （施設 15a） 40a	鉢物、花壇苗	パイプハウス かん水装置 動力噴霧機
花き	鉢物・花壇用苗物を主とした経営	２人	300 万円	40a （施設 10a） 40a	鉢物、花壇苗	パイプハウス かん水装置 動力噴霧機

12　多様な農業の担い手の確保及び育成の取り組み

福生市の農業の維持・発展に必要となる、効率的かつ安定的な経営を実現するため、関係機関と連携して研修・指導等に取り組むことで、新たに農業経営を営もうとする青年等の他、多様な農業の担い手の確保・育成を図ります。

こうした担い手を確保するため、家族経営協定の締結による就業制等の導入や非農家等の労働力の活用等により農業従事の態様等の改善を支援するとともに、職業としての農業の魅力等の発信や、農業生産に関わる多様な人材に必要な情報の提供等を行います。

また、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談への対応等、福生市が主体となり、関係機関と連携しながら、就農準備から定着までに必要となるサポートを一貫して行うことで、多様な農業の担い手を育成します。

このサポートは以下の役割分担で実施します。

①東京都農業会議、福生市及び福生市農業委員会、ＪＡにしたまは、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行います。

②福生市は、ＪＡにしたま等と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、多様な農業の担い手が必要とする情報を収集・整理し、東京都及び農業経営・就農支援センターへ情報提供します。

13　農業経営基盤強化促進事業に関する事項

全域市街化区域のため、本事業は該当しません。

資料編

用語解説

【ア行】

「青色申告（あおいろしんこく）」

申告納税制度の１つ。事業を営む納税者で既に税務署の承認を得たものが、帳簿に毎日の収入などを記入し、その帳簿に基づいて正確な申告を行うこと。青色申告する者にはいくつかの特典が与えられる。申告できる対象は、不動産所得、事業所得、山林所得のある人。申告用紙が青色であることからこう呼ばれる。

「援農（えんのう）ボランティア」

農業に関心のある市民がボランティアとして営利を目的とせず、無報酬で農家の手伝いを行うこと。農家との交流を通じ農業への理解が深まることや、担い手不足の解消に役立つことが期待されている。

【カ行】

「改正生産緑地法（かいせいせいさんりょくちほう）」

平成 29 年６月 15 日に改正された生産緑地法。この改正により、生産緑地地区の面積要件や建築規制が緩和され、特定生産緑地制度（特定生産緑地制度は、平成 30 年４月１日施行）や田園居住地域が創設された。

「花（か）き」

主に観賞用を目的として栽培される草花のこと。

「家族経営協定（かぞくけいえいきょうてい）」

家族内で世帯員の役割分担、労働時間・休日・休暇などの就業条件や収益の配分、経営の継承などについて、家族間の話合いに基づき取り決めを行うもの。

【サ行】

「食育（しょくいく）」

食に関する教育。食料の生産方法やバランスの良い摂取方法、食品の選び方、食卓や食器などの食環境を整える方法、さらに食に関する文化など、広い視野から食について教育すること。健全な食生活と豊かな心を身につける教育。

「食料（しょくりょう）・農業（のうぎょう）・農村基本計画（のうそんきほんけいかく）」

食料・農業・農村基本法に基づき決定される基本計画で、国の農業・農村が、経済社旗の構造変化などに的確に対応し、その潜在力を最大限に発揮しながら、将来にわたってその役割を適切に担っていけるよう、施策の改革や国民全体による取組を進めるための指針となるもの。

「食料（しょくりょう）・農業（のうぎょう）・農村基本法（のうそんきほんほう）」

昭和 36 年に制定された農業基本法に代わり平成 11 年制定。旧基本法が農業の発展と農業従事者の地位の向上、すなわち生産者中心の体系であったのに対し、新基本法は国民的な視点から、農業のみならず、食料・農村の分野まで対象を拡大。国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために、「農業の持続的発展」と「農村の振興」を強力に推進することを通じて、「食料の安定供給の確保」と「多面的機能の発揮」を実現していくことを基本理念としている。

「生産緑地（せいさんりょくち）」

都市計画法による地域地区の一種で昭和 49 年の生産緑地法により制度化され、「農林漁業との調整を図りつつ良好な都市環境の形成に資する」ため区市が指定する。同法は平成４年に改正され、生産緑地に指定されると長期の営農が義務付けられる一方、税の軽減措置が受けられる。

「相続税（そうぞくぜい）・贈与税納税猶予制度（ぞうよぜいのうぜいゆうよせいど）」

相続や贈与による農地の分散を防止し農業後継者を確保する観点から、一定の要件の下で、相続や贈与により農地を取得した場合に相続税や贈与税の納税を猶予する税制上の特例措置。

「そ菜（さい）」

食用の目的で手を加えて栽培した植物。葉菜、根菜、茎菜、果菜のこと。

【タ行】

「体験型農園」

農地を区画ごとに貸し出すものではなく、耕作の主体は農地所有者である農園主で、利用者は農園主の指導に従って農作業を行うという農業経営。農業体験農園とも称される。耕作の主体が農地所有者であることから相続税納税猶予制度の適用が受けられる。

「地産地消」

「地域生産・地域消費」の略で、「地域で生産された農林産物をその地域で消費する」という意味。地産地消は、消費者の食への安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取組として期待されている。

「東京都農業振興基本方針」

都が目指す農業振興の方向と今後の施策展開を示したもので、農業者及び農業団体、市区町村に対し、農業の振興及び地域の活性化に活用できる指針として提供し、都民に対して、その積極的な参加と協力を働きかけていくためのもの。

「東京農業振興プラン」

東京都が目指す農業振興の方向と今後の施策展開を示すため、平成 29 年７月に策定した新たなプラン。都はこれまで、平成 24 年３月に策定した東京農業振興プラン「都民生活に密着した産業・東京農業の新たな展開」に基づいて施策を展開してきた。新たなプランの策定までに、都市農業振興基本法の制定など東京農業にとって追い風ともいえる状況となったことにより、将来を見据えた実効性のある農業振興施策や農地の保全に向けた国の制度改正などが必要となっていることから、『東京農業振興プラン -次代に向けた新たなステップ-』として策定したもの。

「特定生産緑地制度」

平成 30 年４月１日に施行された制度。生産緑地の指定告示から 30 年を迎える前に、所有者などが申請することにより、買取申出ができる期限を 10 年延長できる制度。特定生産緑地の指定を受けると、固定資産税等の農地課税が継続され、新たな相続が発生したときには相続税納税猶予制度の適用を受けることができる。特定生産緑地の指定を受けない場合は、その農地の固定資産税が段階的に引き上げられ、５年間で一般農地と同じ課税になり、新たに相続税納税猶予制度の適用を受けることもできない。

「都市農業振興基本計画」

都市農業振興基本法に基づき国が定める、都市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画。

「都市農業振興基本法」

都市農業（市街地及びその周辺の地域において行われる農業）の安定的な継続と多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として平成 27 年４月 22 日に制定された法律。この法律では、都市農業の振興に関する基本理念を定めており、今後、的確な土地利用計画策定のための施策や税制上の措置などの基本的施策の具体的な検討が進められる。

「都市農地貸借円滑化法」

都市農地の有効な活用を図るため、平成 30 年９月１日に施行された法律。この法律の施行により、これまで事実上困難であった生産緑地の貸借ができることとなった。また、相続税納税猶予制度の適用を受けている農地の貸借も可能であり、貸借中に相続が発生した場合に生産緑地を貸し付けたまま、相続した者が相続税納税猶予制度の適用を受けることができる。

【ナ行】

「認定農業者」

意欲的に農業経営を展開していこうとする農業経営者が作成する「農業経営改善計画」を市区町村が基本構想に照らして認定を受けた農業者または農業法人。

「農業委員会」

農地関係法に定められている法令業務のほか、農地などの利用の最適化の推進、農業経営の合理化や法人化の推進、調査活動や情報活動などに取り組む行政委員会。

「農業経営基盤強化促進法」

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、育成すべき農業経営の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対して、農用地の利用の集積及びこれらの農業者の経営管理の合理化、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じることを定めた法律で、昭和 55 年に制定された。

「農福連携」

障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組のこと。

福生市農業振興計画

編集・発行　　福生市生活環境部シティセールス推進課

平成 23 年３月　策定

平成 26 年９月　一部改定

平成 28 年３月　一部改定

令和３年３月　　改定

令和５年９月　　一部改定

令和８年３月　　一部改定

〒１９７－８５０１

福生市本町５番地

電　話　　０４２－５５１－１６９９（直通）

ＦＡＸ　　０４２－５５３－７５００